

7

2006年

組合広報

NO. 475

よろこばれ 期待され 魅力ある

 東京都鍍金工業組合
 東京鍍金公害防止協同組合

URL <http://www.tmk.or.jp>

わたしの意見	情報収集は組合広報から	広報委員会委員長 神谷 博行	1
役員会委員会	理事長日誌、組合・関連団体行事予定		2
	工組技能教育委員会、環境委員会		3
	広報委員会		6
	第4回訓練修了生講演 懇親会の開催について		8
	正副理事長 鍍金振興議連、都環境局と懇談		9
	志田副理事長歓迎会		13
あなたの予定表	8月の環研・協組集荷日程ほか		14
	土壌汚染対策法をめぐる意見交換会		15
	土壌汚染地の評価と税制		18
	土壌汚染対策法施行の現状		20
	鍍金連通常総会		28
	平成18年度全国めっき技術コンクール参加者募集		29
	訓練校8月授業案内、訃報		30
	新銀行東京より新融資「技術力 将来性」のお知らせ		31
	十日会6月例会		32
	暑中名刺広告		34
	亜鉛部会総会		44
お気に入りの散歩道	「Japanese 炭火焼 Bar 雅」	溝口 昌範(城西支部)	45
支部シリーズ	足立支部「白旗塚古墳」	小島 一浩(足立支部)	46
	中退共制度に参加しませんか		47
つま恋坂	「斬ってはみたが」	石川貞行(大田支部)	48
支部通信	品川支部、城西支部(創立40周年記念祝典)		49
	中央支部		53
	中小企業の景況		54

情報収集は組合広報から

広報委員会委員長 神谷博行



東京都鍍金工業組合の皆様には毎月組合広報をお読み頂き誠に有り難うございます。めっき業界を取り巻く環境は未だ厳しく、景気の回復が報じられていますが、我々中小零細企業には肌で感じる事ができません。合わせて原油価格や原材料価格の高騰が経営を圧迫し、お客様との値上げ交渉もなかなか進まず、悩み多い日々が続いております。

東京都鍍金工業組合では平成 18 年度事業が始まり、基本方針として 4 つの柱からなり、①環境規制問題への積極的な取り組みとして、有害物質を扱う事業場において製造行程における有害物質の排気、排水、廃棄物(空気・水・土)の管理の徹底を図る。土壤汚染対策についても法令で定められた調査・浄化等を率先して行く。排水規制については、ほう素、ふっ素等の暫定基準の適用が残り 1 年となり、技術の開発と実用化の可能性を探るとともに、暫定排水基準の適用期限の再延長を関係方面と折衝を進める。水生生物保全のための新たな亜鉛規制についても関係方面と折衝して行く。②人材の育成・強化として、高等職業訓練校を中心に新しい時代に即応できる人材の育成・強化。③処理技術の開発・促進と製品の付加価値化としてクエン酸ニッケルめっきの実証化事業。VOC対策制度。④高度情報化の推進として、組合広報紙の一層の創意・工夫。組合ホームページを利用して高度情報化推進活動を行う。

以上の本部情報を随時広報に掲載しますのでご覧下さい。

また広報委員さんが書いていただきます支部行事報告(支部通信)、支部シリーズ、広報委員さん独自のつま恋坂、お気に入りの散歩道など、委員の皆さんには大変ご苦労をお掛けしていますが、お気に入りの散歩道は評判も良く“毎月見るのが楽しみ”と言う方もいらっしゃいます。組合員皆様からの投稿も喜んで掲載させていただきます。

また、今年度からホームページ委員会が広報と統合されました。自社のホームページを作りたいが方法が分からない、費用などがかかり、持っていないという事業所にとっても、個別事業所紹介ページを 1~2 万円で作成する予定ですのでその際はご利用ください。

エコアクション 21 という環境省が中小企業向けに策定した環境経営システムを紹介し、業界における環境経営の取組みを促進し、環境と経営のプラスになればと思います。

めっき掲示板については昨年 12 月よりスパム(ウイルスの一種)の書き込みがあり、その対策を検討しましたが、完全排除できず当分の間休止いたします。

以上のように広報委員会一同皆様にいち早く情報をお伝えできるよう頑張りますので、皆様のご協力を宜しくお願い致します。

大村理事長日誌



6月

- 1日(木)日本表面処理機材工業会総会・30周年記念式典
- 2日(金)城西支部 40周年記念式典
- 4日(日)日本硬質クロム工業会総会

- 5日(月)東京都障害者雇用促進協会総会
- 6日(火)井上義久衆院議員セミナー
- 7日(木)組合事務局打合せ、都中央会打合せ、東京都高齢者雇用開発協会理事会・総会
- 14日(水)中小企業クラブ総会
正副理事長会、環境プロジェクト土壌汚染対策法を巡る意見交換会
- 15日(木)全鍍連打合せ
- 16日(金)都議を交え都環境局と懇談
志田副理事長歓迎会
- 17日(土)姫野副理事長お見舞い
- 19日(月)表団協代表者会議
- 20日(火)都中央会総務委員会・流通委員会
亜鉛めっき部会総会
- 21日(水)都中央会金融委員会・合同委員会
- 22日(木)都中央会組織委員会・税務委員会
- 29日(木)都中央会役員評議員合同会議
能開協関東ブロック大会

～組合・関連団体行事予定～

- 8月2日(水)正副理事長会
- 8月4日(金)技能教育委員会
広報委員会
- 8月23日(水)全鍍連技術委員会・めっき技術コンクール審査委員会
- 8月24日(木)十日会納涼会
- 9月2日(土)訓練校修了生講演会
技能教育小委員会
- 9月4日(月)日本硬質クロム工業会人材育成事業検討会・情報委員会
- 9月5日(火)監事会
- 9月6日(水)正副理事長会
全鍍連環境対策委員会
- 9月7日(木)環境委員会
- 9月11日(月)理事会
- 9月13日(水)健保事業運営委員会
- 9月21日(木)顧問・相談役会
- 9月27日(水)全鍍連北海道東北ブロック会議
- 10月3日(火)広報委員会
- 10月4日(水)正副理事長会
- 10月5日(木)環境委員会
- 10月6日(金)全鍍連関東甲信越静ブロック会議
- 10月11日(水)全鍍連近代化三役会
- 10月13～14日(金土)第8回産業ときめきフェア inEDOGAWA
- 10月19日(木)全鍍連技術三役会
第58回中小企業団体全国大会
- 10月20日(金)全鍍連中国四国九州ブロック会議
- 10月20～22日(金～日)葛飾区産業フェア
- 10月26日(木)全鍍連総務委員会

第1回 工組 環境委員会

火災予防検討

と き 平成 18 年 7 月 6 日(木)
午後 6 時 30 分
ところ めっきセンター2 階会議室
出席者 川上、安齋、菊池、元井
西野、内田、小谷野、葛西
上原、中村、磯村、佐藤
向坪、柴代
(事務局)小原、志賀、長嶋

安齋委員長、川上副理事長から挨拶の後、元井副委員長から火災事故について報告後、議事に入った。

1. 環境科学研究所実績報告

平成 18 年 6 月分までの実績報告を行い承認した。

4 月から 6 月までの 3 ヶ月間の実績については、年間平均を上回っている。排水分析、作業環境はほぼ年平均であった。スラッジ分析と大気測定及び委託試験については、予算額を上回っている。スラッジは 3 年に一度の更新の時期になったので前半に集中した。しかし、土壌汚染調査は、今後の状況で変わってくるのではないかと、思われた。

2. 火災予防(防災関係)について

川上副理事長から空焚き防止用システムについて、このように行っていると事例を示しシステムの紹介を行った。委員において、さらに注意を喚起してもらうこととした。また、始業・終業時点検を

行うことによって安全確認をして頂くよう、お願いをした。

3. 環境管理強化月間について

スローガン及び重点項目について、次回に決定するのでそれまでに意見をまとめてほしいと依頼。また環境だけでなく操業全体についてのスローガンもあるのではないか、という意見があった。

4. 土壌汚染対策法の講習会について

6 月 14 日に環境プロジェクトの土壌汚染対策法の講習会が行われたことを報告、今後は環境プロジェクトの活動は環境委員会が引き継ぐとの報告があった。

川上副理事長より、全鍍連の VOC アンケートの提出にご協力をしてほしいと各支部にお願いをした。元井副委員長の閉会の挨拶で、第 1 回環境委員会を終了した。

第1回 工協組 広報委員会

年間予定等決める

と き 平成 18 年 6 月 13 日(火)
午後 6 時:30 分～8 時
ところ めっきセンター会議室
出席者 神谷、半田
内山、板倉、藤田、石川
佐藤、鈴木、広根、野田
岡
(事務局)島田、近藤

はじめに神谷委員長から「本日姫野副

理事長から眼の病気のため急きょ入院することになったと連絡があり広報委員会としてお見舞いを出したい。昨日のワールドカップで日本の惨敗をみて目覚めが悪かったのではないかと思う。サッカーは非常に体力を必要とするスポーツだが、めっきの仕事も体力が必要であり、日頃から体力を鍛えておきたい」と開会の挨拶をした。

1. 新委員の紹介

中央支部の鈴木啓之氏((有)鈴木鍍金)が新しく委員に加わり、今年度から支部役員も務めているのでよろしくお願ひしたいと自己紹介があった。

2. ホームページの運営について

事務局が現在の進行状況、課題などを説明し、それぞれの内容を検討した。

1)個別事業所紹介ページは、現在募集案内等を作成しているが、その料金について検討した。

2)エコアクション 21 の紹介サイトは現在外部に作成依頼中である。

3)めっき掲示板は昨年 12 月よりウイルスの一種スパムの書き込みがあり、当分の間休止する。問題を解決次第再開の予定。またこれまでのめっき掲示板の質問と回答を整理し、Q&Aを作成する。

4)めっき種類のページにバナー広告薬品メーカーの商品名掲載とそのリンクについては検討課題とした。

3. 広報6. 7. 8月号について

6月号は校正刷りにより、7、8月号については台割により掲載内容を検討した。7月号は神谷委員長のわたしの意見をはじめ東京都環境局との懇談、土壌汚染対策法をめぐる意見交換会等を掲載す



る。8月号は姫野副理事長のわたしの意見をはじめ技能検定実技試験の様様、支部親睦ゴルフ大会、十日会工場見学会等を掲載する。一部つま恋坂の担当を交代した。

4. 委員会年間開催予定

原則として第1週火曜日開催

第2回:8月4日(金)上野伊豆栄、第3回:10月3日(火)めっきセンター、第4回:12月5日(火)外部、第5回:2月6日(火)めっきセンター、第6回:4月3日(火)めっきセンター

最後に半田副委員長が「梅雨に入ってから完全に雨の日は少ないが、これから雨天が続く、当社は鉄骨モルタル作りだが、露がついてブレイカーが下りてしまう。なにか良い知恵があったら教えて頂きたい」と閉会の挨拶をして委員会を終了した。

工組 第1回 技能教育委員会

技能検定実施打合せ

と き 平成18年6月8日 19:00
ところ めっきセンター第1会議室
出席者 八幡、志田、高倉、中澤
芹川、岡崎、苅宿、大沢
菅野、内藤、田村、石井
豊田、中田、太田、坂井
安西、
(環 研)志賀、長嶋、職員全員
(事務局)宮部、三嶋

志田委員長、八幡副理事長の挨拶の後、
議事に入った。

1. 技能検定水準会議の会議報告

受験者数は、昨年度より、電気めっき作業を含め全体的に減少している(約-9%)。昨年12月、トヨタ系会社の技能検定に不正があり、新聞で報道された。「技能検定は国家試験である以上、公平かつ公正に行わなければならない」ことを確認した。また、試験会場での貸し借りについては、試験の進行の妨げになるような物は原則として認めないが、試験の進行上、やむをえない物(電卓)は受験者全員不公平の無いように貸し出しは認める。但し、減点の対象とすることを、課題説明会で説明することにした。これは、保護用めがねも同様とする。

2. 平成18年度技能検定実施要領試験課題の内容・分担ごとの打ち合わせ

- ①受検者数の発表 1級受検者10名、2級受検者56名 合計66名
- ②技能検定日程発表

- ・実技試験7月22日～23日(2日間)
- ・第2回委員会7月1日(土)11:00～
- ・課題説明会7月1日(土)13:00～
- ・リハーサル7月12日(水)18:30～

③技能検定総務内容(7月1日課題説明会)

- 1)挨拶 志田主席検定委員
- 2)誘導 豊田委員
- 3)試料 菅野委員
- 4)亜鉛 中田委員
- 5)ニッケル 芹川委員
- 6)分析 石井委員

(分析は2級の説明後、2級受験者を現場説明の為地下へ誘導後、1級の課題説明会を行う)

④業務分担の確認

- ・今年度は環研の職員減少もあり、数人の委員・環研が兼任することとなっている。
- ・業務分担ごとに検定委員をはじめ、業務の確認し、了承得た。

⑤本年度も、各試験ラインに試験問題を配置しておく。

⑥技能検定試験の作業服として白衣の取り扱いについては、会社内の分析を担当している者は、白衣が仕事着となるので、減点にはしない。(また、訓練校の実験についても白衣で行っている)

3. スケジュールの確認

- ・本年度の技能検定は、1級の受験者が10名となる為、1日目の最初に5名ずつの受験者を分析試験に配置する。その間、残りの5名でニッケルクロム、亜鉛クロメートの試験を終えるようにした。しかし、ニッケルを基準として作成しているので時間的に難しい移動になることが予想されるので、1日目のニッケル開始時間を9時としてあるが、8時45分頃には試験が開始できるように、準備を行うこととした。

- ・1日目、2日目の午前8時10分頃に委員・環研・職員の全員を集めて挨拶を行う。

4. 技能検定準備手引書・課題説明会の説明資料・技能検定受験者名簿について

役員の方に読んでいただき、変更箇所があれば事務局への連絡をお願いした。

5. 技能検定講習会について

- ①治具講習会の料金は1人当たり8,000円。ハルセル講習会は1人当たり10,000円。
- ②課題説明会前に講習会を行い、申込者数は35名(治具27名、ハルセル8名)である。
- ③講習会案内は、組合から受験願書を送付するときと同封し、周知した。

6. 訓練校・修了生講演会開催概要

平成18年9月2日(土)午後4時から、第4回訓練修了生講演・懇親会開催の検討

- ①出席者の会費について1人5,000円(訓練校講師招待)
- ②会場は東京ガーデンパレスを予約。
- ③講演テーマ「仮・メンタルヘルス(働く人の健康・ストレス等)」で講師は、健保組合に選任をお願いする(講師料も確認)。

技能教育委員会主催の講演テーマとしては、技術や教育分野の講演が相応しいとの意見があったが、時期が9月なので今から講師選定は難しい。次の講演会の課題とする。

- ④前回設けた相談コーナーは今回は設置しない。
- ⑤各担当を決める

講演会 司会:志賀所長、開会の辞:志田委員長、挨拶:八幡校長、来賓挨拶:大村理事長、閉会の辞:中澤副委員長

懇親会 司会未定、開宴の辞:高倉副委員長、乾杯:姫野副理事長、中締め未定、閉宴の辞:芹川委員・石井委員・中田委員
・二部の司会と中締めについては、次回委員会にて決める。

7. 今後の予定

①8月 第3回技能教育委員会(技能検定慰労会)(日程と場所は志田委員長が調整し決定する)

②9月2日 15:30～臨時技能教育委員会(その後に行われる「第4回訓練修了生講演・懇親会」の内容と分担の最終確認を行う)

③10月12日 18:30～第4回技能教育委員会

④1月25日 18:30～第5回技能教育委員会

⑤2月3日 9:00～訓練校技能照査

⑥2月23日 18:00～訓練校成績判定会議(今後変更有)

⑦3月16日 17:00～訓練校修了式

⑧3月27日 18:00～訓練校素養調査

⑨4月6日 18:00～訓練校入校式

8. その他

①今年の技能検定控室に貼る標語は、城東支部の芹川氏にお願いする。

②技能検定終了後の慰労会幹事は志田委員長が担当する。

最後に高倉副委員長の挨拶で終了した。

第2回 工組 技能教育委員会

修了生講演会要領決める

と き 平成18年7月1日(土)11:00
ところ めっきセンター第1会議室
出席者 八幡、志田、高倉、中澤
芹川、岡崎、大沢、若山
菅野、内藤、大和田、田村
石井、豊田、中田、太田
坂井、安西、佐藤
(事務局)志賀、長嶋、宮部、三鴨

志田委員長、八幡副理事長の挨拶後、議事

を行った。

1. 平成 18 年度技能検定実技試験の確認

1)課題説明会について

業務分担 挨拶 志田主席委員

誘導 豊田委員

試料 菅野委員

ニッケル 芹川委員

亜鉛 中田委員

分析 石井委員

- ①課題説明を、各担当にお願いした。
 - ②誘導、試料、ニッケル、分析の順で課題説明を行うが、2 級の説明を全て行ってから、現場に移動し、1 級の分析試験の説明をする。
 - ③2 級の現場説明については、人数が多いので、3 班にわけて説明する。
 - ④受検生の作業服に関しては、説明会にて作業に適した服装にて試験を受けてほしいことを要請する。
 - ⑤他の委員の方もいずれ担当することになるので参考にして頂く。
 - ⑥1 階事務局にて、テストピースの販売を行う。
- 2)試験問題には、保護めがねを持参するようになっているが、持参しない人もいられるので当日、誘導の控え室に置いておく。

2. 技能検定受験生、集合・作業時間一覧表

1 級 10 名、2 級 56 名の受験生の集合時間及び作業時間の一覧表を確認した。前回、技能教育委員会の会議資料の中にあつた集合時間及び作業時間の一覧表から変更があつた為、説明をした。

3. 平成 18 年度実技試験問題(1・2 級)

平成 18 年度の技能検定試験実技問題を再度、確認した。

4. その他

- ・技能教育委員会、今後の予定
- 7 月 12 日(水)18:30 リハーサル
- 8 月 4 日(金)18:00 第 3 回技能教育委員会(検
定慰労会)／筑紫楼(丸の内ビル)
- 9 月 2 日(土)16:00 訓練校第 4 回修了生講演
会
- 10 月 12 日(木)18:30 第 4 回技能教育委員会
- 1 月 25 日(木)18:30 第 5 回技能教育委員会
- 2 月 3 日(土)9:00 訓練校技能照査
(三役、午前:坂井、安西、豊田、田村、内
藤
午後:中田、大和田、佐藤、太田、岡崎)
- 2 月 27 日(火)18:00 訓練校成績判定会議
- 3 月 16 日(金)17:00 訓練校修了式
- 3 月 23 日(金)18:00 訓練校素養調査
- 4 月 6 日(金)18:00 訓練校入校式
- ・全国めっき技術コンクール案内
例年どおり、全鍍連主催の全国めっき技術
コンクールが行われるので、参加要請した。
組合広報にて周知する。
- ・訓練修了生講演会開催内容
- ①開催案内を 7 月 10 日頃より、訓練修了
生、訓練校講師、訓練校派遣事業主に FAX
又は郵送にて送付する。
- ②会費については 1 人 5,000 円で、キャン
セル料の発生については 7 日前からとし、
案内状に予め明記する。
- ③各支部会議等にて誘って頂くようお願い
した。
- ④懇親会の司会は芹川氏に、開演の挨拶は
豊田氏にお願いする。
- ・中田委員より試験片を送送する前に事前
に傷などのチェックを検定委員で組合に集
合して行いたいとの要請があつた。来年度
は 5 月末を予定している。

中澤副委員長の挨拶で終了した。

第 4 回訓練修了生講演・懇親会の開催について

東京都鍍金工業組合
高等職業訓練校
校長 八幡順一

東京都鍍金工業組合高等職業訓練校は 37 期生を迎えて、生徒 50 名がめっき技術の向上を目的として職業訓練を励んでおります。

訓練校では、隔年毎に講演会を行うことになっており、平成 16 年度に開催した第 3 回 訓練修了生講演会については、大変盛況でありました。今回もより有益な内容で行いますので、是非ご参加ください。

近年、労働者の受けるストレスは拡大する傾向にあり、6 割を超える労働者が仕事上での強い不安や悩み、ストレスを感じており、仕事への意欲喪失や長期欠勤者が増え、職場における労働者のメンタルヘルス対策の必要性が益々高まっています。このような問題に対処するためには、訓練校修了生とその派遣企業者の皆様に講演会・懇親会へ参加していただき、積極的に心の健康の保持増進を図り、事業所全体での快適な職場づくりへ取り組むことによって、生産性の向上にも繋がると考えられます。

また、今後の訓練校事業について修了生の立場での提案をいただくと共に同窓生相互の交流、期を超えた親睦の契機となることを願い、1 人でも多くの皆様の御参加をお待ちしております。

開催日時：平成 18 年 9 月 2 日(土)16:00～19:00

開催場所：東京ガーデンパレス 2 階「錦」(文京区湯島 1-7-5 電話 03(3811)6211)

受付：15:30

講演会：東京ガーデンパレス 2 階「錦」16:00～17:20

テーマ：『職場におけるメンタルヘルス』

講師：斉藤欣一氏(八王子保健生活協同組合 城山病院理事)

懇親会：東京ガーデンパレス 2 階「雅」17:30～19:00

会費：5,000 円(会費は、当日お支払いください。)

なお、準備の都合上、別紙の回答書を 8 月 10 日(木)までに組合事務局(FAX03-3816-6166)までお知らせ願えれば幸いです。また、大変申し訳ありませんが、8 月 28 日以降のキャンセルについては、会費をご請求させていただきますので、予めご了承ください。

東鍍工組正副理事長 鍍金振興議連、都環境局と懇談

東京都鍍金工業組合は6月16日(金)午後4時から都議会自民党控室で都議会自民党鍍金振興議員連盟の先生方に同席を頂き、東京都環境局梶原部長等と、土壤汚染問題と新たな亜鉛規制について懇談した。

当日は、鍍金振興議連会長の大西英男議員、同幹事長の松原忠義議員、同幹事長代行の高島なおき議員、同事務局長の三宅茂樹議員、東京都環境局の梶原部長、柿沼環境改善技術担当参事、池田有害化学物質対策課長、石原土壤地下水汚染対策担当参事、芳賀自然環境部水環境課長、組合から大村功作理事長、由田猛副理事長、川上洋一副理事長、八幡順一副理事長、志田和陽副理事長、青木治郎工組専務理事、小原俊幸協組専務理事が出席した。

はじめに青木専務理事が、土壤汚染対策と亜鉛排水規制について業界の要望を含めて別掲のように説明した。

東京都環境局梶原部長は、土壤汚染に係る総合支援対策検討委員会(別掲)の設置の趣旨について次のように説明した。

問題点は大きく2点あり、1つは技術、コストに関する情報が少なく、実際処理するみなさんが困っており、東京都は土壤対策フォーラムを過去2回開催、今年も準備をしている。フォーラムを通じて、価格を下げる技術を募集し、その技術の発表を繰り返してきた。



(鍍金振興議連の先生方)



(東京都環境局)



(東京都鍍金工業組合正副理事長・専務理事)

もう1つの問題は資金の手当てである。汚染が出ると土地の評価が下がり、銀行も融資をしてくれない。昨年から金融機関や不動産業界に具体的な手立てを考えてほしいと要請してきた。お金が流れる

仕組み、不動産を流動化させる仕組みを考えていかないといけない。今回の検討委員会には土壤汚染の専門家のほかに、金融部門、不動産の証券化を行う方を集めて汚染された土地をどう使っていくか、土地利用におけるお金の仕組み、これまでの環境施策は土地の浄化の方を重視してきたが、むしろ汚染の状況とその後の土地利用のプログラムを組んで、個別に土地利用に合わせたオーダーメイドの処方箋を書いて頂けないか、個別の処方箋、これならこういう資金手当が出来という仕組みを考えて頂きたいと考えている。

大村功作理事長は、「色々な対策を考えて頂いて感謝申し上げます。我々としては法律施行以前にさかのぼる土壤調査はしたくないが、法律、条例に基づいて調査しろと命令するならその段階のお金は都や区で持つべきであると考えている。いま業界では仕事がストップしても廃業届を出せず、先に進まない事業所がある。また汚染が判明した場合、全て浄化するのではなく、自分の事業所であれば、どうすれば利用できるかを示して頂きたい。当初の話では、汚染されていても、駐車場や自宅なら建てられるという話であったが、現状は調査しなければ駐車場すら出来ない。東京には井戸が沢山あり、飲用はないだろうが、井戸があったらまずVOC問題で調査しろと命令される。国民の売買までは考えてないが、やめた時に自分が使える最低限のところで土地の利用が出来るようにしてほしい。現在の段階では何か壊すことも、廃業届も出せない。後継者がいない、或は得意先がな

くなり、やめたいと思っても廃業届を出せない状況である。

我々も前向きに取り組んでいる。土壤汚染しないように、工場を2階にするとか、槽を2重3重にするなど対策を検討しているが、現状ではその変更届すら出すことが難しく、前向きな取り組みには行政も応えて頂きたいなどを説明した。

このあと、活発な意見交換を行い、鍍金振興議連の先生方のご指導を頂きながら話し合い、次のような結論を頂いた。

1. 上記総合支援対策検討委員会にはめっき業界代表の委員は入っていないが、めっき業界からヒアリングを受ける。
2. 300 m²以下の工場跡地でも駐車場が出来ないことについて、窓口となる区市町村の担当者を集めて、東京都のスキームの徹底を図る。
3. 土壤調査費については来年度の予算要望をする。

また、新しい亜鉛規制について大村理事長は「下水道局にすると、規制される立場にあり、下水処理場で亜鉛を処理できないから、みなさんを規制するしかないという話である。我々には5年間の暫定基準がついたが、あくまで暫定であり、いずれなくなる。環境省は50m³未満の裾切りを決めたが、下水道条例でこれが消えることがないようお願いしたい」と要望した。

東京都鍍金工業組合からの質問・要望等について

(於鍍金振興議連、都環境局との懇談)

【土壌汚染対策】

1. 「土壌汚染に係る総合対策検討委員会」への参画について

この委員会にはおおいに期待している。委員の方々にめっき業界の実情をご理解いただくために、業界の代表が委員会に出席してお話しする機会をつくっていただきたい。

2. 「産業振興」「街づくり」の視点からの土壌汚染対策について

汚染地への対策は用途地域の種類によって異なる。めっき事業者の事業継続・挑戦・生活再建、東京の土地の有効利用による商・工・住のバランスがとれた街づくり等の視点から、関係部局と連携して総合的な対策を講じていただきたい。

3. 調査・浄化等に要する経費への財政的支援について

めっき事業者は、法令に定められた要件に該当する場合は、土壌を調査・浄化することを義務付けられている。資金力の乏しい小規模事業者が法令を遵守して、義務を果たすことができる「仕組みづくり」が喫緊の課題である。行政からの手厚い財政的援助を含めた支援策について、「土壌汚染に係る総合対策」に盛り込まれるよう、ご尽力いただきたい。

とりわけ、調査については入り口に当たる部分であり、円滑に実施できるよう、ご配慮いただきたい。

【亜鉛排水規制】

1. 1日当たりの平均排水量が50m³未満の工場について

引き続き規制対象外としていただきたい。

2. 下水処理場への暫定排水基準の適用について

平成18年4月25日に開催された第6回水生生物保全排水規制等専門委員会において、次のとおりの質疑がおこなわれているが、下水処理場への暫定排水基準の適用について、東京都環境局としてはどのように考えているか。

「今回は下水道は暫定基準の対象になっておりませんが、仮に下水道を暫定とした場合、そのような例は過去にございまして、そういった面では単なる下水道処理場ということではなくて、どのような業種の排水を主に受け入れているか等で、受け入れるのはどんな業種とかを限定したうえで必要があれば暫定基準を設定するというのがこれまで過去の例でございまして。」

土壌汚染に係る総合支援対策検討委員会について

東京都環境局

1. 趣旨

これまで、土地所有者あるいは汚染原因者による土壌汚染対策が進められてきたものの、調査や対策を実施することが困難になり、汚染土壌が放置されるような場合がみられるようになってきた。このような場合、汚染土壌の飛散や汚染物質の地下水への浸透等の周辺環境への影響も懸念されている。

このような土地の土壌汚染対策を円滑に進めるための方策等について、専門的観点から検討を行うため標記委員会を設置した。

2. 検討事項及びスケジュール

第1回 5月31日(水)課題の洗い出しと検討の方向性について

第2回 6月28日(水)課題についての具体的検討と課題解決のための方策の検討の方向性について

第3回 7月中旬「中間まとめ(案)」の策定

第4回 9月土壌汚染対策促進のための具体的仕組みの検討

第5回 11月土壌汚染対策促進のための具体的仕組みの検討

第6回 2月「土壌汚染対策促進のための仕組み(案)」の策定

3. 委員(五十音順・敬称略)

後藤 智之(住友信託銀行(株)不動産投資顧問部次長)

◎佐藤 雄也(中央大学 公共政策研究科教授)

佐分 英治((独)都市再生機構 東京都心支社チームリーダー)

○竹内 直佐((社)街づくり区画整理協会専門参与)

中村 直器((株)イー・アール・エス 環境部長)

西堀誠一郎(東京商工会議所 地域振興部長)

廣田 裕二((財)日本不動産研究所 環境プロジェクト室長)

福永健二郎(ランドソリューション(株)開発部長)

◎委員長 ○副委員長

東京都環境局

第1回「土壌汚染に係る総合支援対策検討委員会」を開催

東京都が平成18年度に新規事業として予算計上(800万円)した「土壌汚染対策の促進」の一環として、環境局長が召集した標記の委員会が、関係各分野の専門家の参画により、5月31日午後4時から6時15分まで、都庁内の会議室で開催された。

会議は公開でおこなわれ、第1回会議の議題は次のとおり。

(1)東京都の土壌汚染対策の現状と課題について

(2)各委員の立場から見た土壌汚染対策の課題について

(3)今後の検討の進め方について

2 時間の予定時間をオーバーして活発な意見交換・検討がおこなわれ、今後の予定としては、数回の検討を経て来年 2 月ごろに「土壌汚染対策促進のための仕組み(案)」を策定する。

第 2 回「土壌汚染に係る総合支援対策検討委員会」開催

第 2 回の検討委員会は 6 月 28 日(水)午後 4 時～6 時、都庁内の会議室で開催された。議題は次のとおり。

- (1)顕在化しつつある土壌汚染対策の新たな課題について
- (2)新たな課題解決のための検討の方向性について

今後は、7 月中旬に「中間まとめ」を行い、これに対する意見を聴くための「ヒアリング」を、東京商工会議所を通して関係業界団体(東京都鍍金工業組合ほか 6 団体)を対象に 9 月ごろに実施する予定。また、平行して、個別事業所についても業界団体を通して、土壌汚染の認識等に関するアンケート調査を実施する予定。

志田副理事長歓迎会

東京都鍍金工業組合正副理事長、専務理事は 6 月 16 日、鍍金振興議連、東京都環境局との懇談のあと、西新宿のサッポロライオンで新しく選任された志田和陽副理事長の歓迎会を行った。

はじめに大村理事長が「志田副理事長にはこれから 1 年間色々ご苦労があると思うが、組合運営にご尽力を頂きたい」と挨拶。由田猛副理事長は「これからの時代を背負って頑張ってください」と乾杯の音頭をとった。

志田副理事長は「大役を仰せつかり大変光栄であり、出来る限り努力していきたい。これまで技能教育委員会を長くやってきたが、今年度一杯やらせて頂き、併せて公害防止協同組合の運営委員会を担当させて頂いた。微力ながら精一杯努めていくのでよろしくお願ひ申し上げます」と挨拶。このあと和やかに歓談した。



8月 あなたの予定表

日	曜	役員会・委員会他	環研集荷(ブロック長)	協 組 集 荷	メ モ
1	火			城東支部	
2	水	正副理事長会	大田支部	城北支部	
3	木			中央支部	
4	金	技能教育委、広報委	品川支部・大田支部	葛飾支部	
5	土				
6	日				
7	月		城南支部	目黒・世田谷地区	
8	火		城西支部	足立支部	
9	水		城西支部・城北支部	西部支部	
10	木				
11	金			葛飾支部	
12	土				
13	日				
14	月			城南処理センター	
15	火			夏季休暇	
16	水				
17	木			品川地区	
18	金		中央支部・本所支部	葛飾支部	
19	土				
20	日				
21	月		向島支部	向島支部	
22	火			本所支部	
23	水		西部支部		全鉄連技術委員会
24	木				十日会納涼会
25	金		城東支部・葛飾支部	葛飾支部	
26	土				
27	日				
28	月			蒲田・大森地区	
29	火		葛飾支部	城西支部	
30	水				
31	木		足立支部		

(役員会、委員会は変更する場合がありますので、本部からの通知をご確認下さい)

土壌汚染対策法をめぐる意見交換会

環境プロジェクト

環境プロジェクト(石川進造委員長)は、さきに土壌汚染対策法について組合員にアンケート調査を行い、その集計結果を広報に発表したが、土壌汚染対策法をめぐる現状報告や各種疑問についての説明会を開くことにした。6月14日(水)午後6時30分からめっきセンター4階会議室で、組合員75名の参加を得て、土壌汚染対策法をめぐる意見交換会を開催した。

司会は環境科学研究所の志賀孝作所長が務め、パネラーとして、大村功作理事長、環境プロジェクトの石川進造委員長、川上洋一委員、八幡順一委員、菊池忠男委員、矢部技術事務所 矢部賢氏、技術顧問 神戸徳蔵氏、青木治郎専務理事、小原俊幸専務理事が組合員からの質問等に答えた。

はじめに環境プロジェクトの石川進造委員長は「お忙しい中をお集まり頂き感謝申し上げます。先に行ったアンケートで、情報量が少ない。組合からの情報も少ないこともあり、広報に詳しく書こうと委員会で検討したところ書けないこともあり、本日配布した資料を

まとめたのでよく読んでいただきたい。各区によって行政指導が違う。その情報が全て我々のところに伝わってきているわけではなく、みなさんが持っている情報があったら、この機会にお話して頂きたい。情報は一方通行ではいけない。相互のやりとりが大事であってこの会合を開くことになった。パネラーもできるだけ話すが、お困りのことがあったら組合に相談してほしい。今日は時間が余らないが、十分に意見交換をさせていただきたい」と開会の挨拶をした。

大村功作理事長は「石川委員長が言われるとおり、みなさんから生の声を聞きたいとお集まり頂いた。私は国や東京都に対して積極的に要望している。国に対しては全鍍連を通じて、東京組合は東京都に対して要望しているが、各区に対しては各支部で対応して頂いて、その情報を本部へ流して頂きたい。東京都で今年800万円の予算がついたが、私としては土壌汚染に対する調査義務は東京都が我々に課していることで、最低限入口の土壌調査については東京都がお金を出すべきとの考えをもとに交渉を進めている。果たして予



算がつくかどうか分からないが、我々としては前向きに取り組んでおり、東京都にお願いしていきたい」と挨拶した。

続いて、基調報告として、青木治郎工組専務理事が①「土壤汚染地の評価と税制」、小原俊幸協組専務理事が②「土壤汚染対策法施行の現状」について別掲のように説明した。この後質疑応答が行われた。概要は次の通り。

Q 先日大阪の事業所を訪ねたところ、6価から3価クロメートに切り替えたが、6価が廃止になるので、土壤調査という話をしていた。廃業ではなく、工場内の設備の入替えて、そこまで言われると工場内はいじれないし区に変更届も出せない。建物の建替えてなく設備の入替えまで適用されると、どうにもならない状況ではないか。

A1 現時点で変更届を出したりすると、法を適用されるのが一般的な考え方だと思う。ただ東京の場合、そういう話は聞いていないが、大阪は特に厳しく言われるようだ。我々もそういうことにならないよう都に対して積極的に要望していきたい。みなさんは直接係る区に対して要望して頂きたい。

A2 ある区で建替えてを計画した事業所があり、建替える場合は土壤調査しなさいと言われたが、設備の入替えだけでそういう話は聞いていない。

A3 もともと工場認可を受けて、特定施設の変更の届出を出せば、例えば槽を右から左に移しても変更届が必要で、杓子定規に言われるのが当然である。どのような場合でもケースバイケースであり、前もって手を打つことが大切である。今から弁護士、建築業の方に相談して準備しておく必要があるだろう。組合には顧問弁護士がおり、何かあれば相談されるとよい。自分だけのことではなくお子さん、お孫さんが継いで頂けるような心構えを持つ必要があるのではないか。

A4 組合に顧問弁護士の中本先生がおり、既に土壤問題に関して何件か相談がきている。

その時よく聞かれることは、土壤問題に詳しい先生かということだが、土壤問題をめぐる法律問題、行政対応などについて先例が少ないだけに、詳しい弁護士はいないのではないかと、弁護士もデータや経験を蓄えて勉強しており、無料で相談出来るのでご利用頂きたい。

Q 近いうちに廃業するが、休業であれば調査の対象にならないのか、休業して若干耐震補強するとか、建物を改修できるか聞きたい。

A1 行政には休業という手続はなく、廃業届を出さなければ継続しているものとみなされる。役所へ届出を出し新築しようとする、当然役所に建築確認を出さないといけなく、その時点で調査していないことが問題となる。ただ軽微な改修ではそういうことにはならないのではないかと。

Q 90坪以下の工場は土壤調査を猶予されるのか。

A 行政が周囲に飲用井戸がないと解釈した場合で、使用した有害物質の含有量調査は行わないといけなく。含有量調査は溶出やガス調査とは違った意味がある。含有量調査は土壤が飛散した場合の内容であって、溶出、ガス調査は地下水に入る場合の内容である。

Q 建替えてはできないのか

A 含有量調査して検出されなければ建替えてができる。ただし東京の場合は飲用井戸がないことは極く稀で、区にこの周辺何メートルまで井戸はないかをたずね、有ると調査を命じられる。

Q その他に狭小工場の特例はないか。

A 300㎡以下という経過措置があるのが唯一で他にない。

Q 土壤汚染基準値は排水基準の10倍である。何故こんな厳しい値なのか、

A 要するに飲用を条件としており、環境基準になっている。

Q 工場を建て直して土壤汚染をしない、これなら大丈夫という方法はないか。

A 法律通りに排水処理して、地下浸透させなければよい。安全なのは工場を2階にし、

受槽も二重三重にすればより安全である。

Q 資料に土壤溶出基準、土壤含有量基準、第二溶出量基準があるが、その意味は何か

A 含有量は土壤中にどれだけ入っているか、土壤が風等で飛散した場合、吸い込むことを想定した基準である。溶出量基準は地下浸透して地下水を汚染する場合の基準である。スラッジの搬出時に性状分析を行うが、その時溶出量試験を行い、水が浸透してどれだけ解け出しにくくなるかの試験を行う。第二溶出量基準は実際に土壤調査をして、その後の措置の仕方が違う基準で、封じ込めでいいのか、溶出しないように不溶化措置をとるのか、処理の仕方が違う基準である。

Q 隣が建替えて掘ったら汚水が出てきた場合は、どうなるのか

A1 心配なら土壤調査をし、土木工事で鋼矢板(シートパイル)を打ち込んで遮断しないとイケないだろう。隣接地を汚染すれば当然賠償を要求される心配はある。

Q 自主的に土壤調査を環研に分析依頼してその時の守秘義務はどうなっているのか、行政からデータを求められると提供するのか、

A 環研で分析依頼を受けたものは秘密保持から一切開示はしない。法律や条例で求められることはなく、環研に限らず開示する義務はないので開示しない。

Q ご主人が亡くなり、奥さんから仕事はやめたいがどうしたらいいだろうと相談を受けた。その時廃業ではなく休業にしないと助言した。ただ1年以内に相続の申告をしないとイケない。相続税を考えると、浄化してから相続した方がいいのか、休業でそのまま相続した方がいいのか。

A さきの基調報告に、汚染した場合の評価の話があったが、相続に関して土壤汚染しているか分からない土地は、汚染がないものとして、取り敢えず評価され、相続税がかかる。ただ調査して浄化措置の費用が出れば費用として認められ、その分減価される。減価したものが相続税の対象となるのではないかと。

Q 昨年先代が亡くなり相続が発生した。税理士とも相談したが、相続税を下げるためには、土地が汚染されているという指定を受けなければならない。税務署もその分は減額するという。どちらが得か考えたが、土地の評価が下がり、相続税は安くなるだろうが、指定地域になると開示される。熟慮の結果、調査して汚染されていることを証明するのは現時点では得策でないと判断した。

A 土壤汚染地の評価等の考え方について、国税庁から見解が出されている。HPのアドレスも分かるので参考にして頂きたい。

Q 大手企業が色々な浄化法を開発して、コストが下がってきたと言われるが、狭い土地の浄化、コストはどうか。

A 東京都環境局は土壤対策技術フォーラムを過去2回開催した。何㎡というモデルケースを設定し、コンペを行っている。狭い土地、100㎡で安く浄化できる技術開発をして下さいと環境局が業者に呼びかけ、徐々に開発されつつあるようだ。詳しいデータがHPで発表されている。技術開発を促進することによって期待に応えたいというスタンスである。

Q やめる方は支部長のところが相談に来る。本人にとっては大変なことで相談に来られるが、答えに困ってしまう。やめられる方もこれまで組合員であり、色々な事情でやめられるので我々も温く対応してあげたいが、ああした方がいいとか的確なことは言えない。相談に乗るが、ただ話を聞いてあげるだけで、かつて城西の山口さんがやめる人のためのマニュアルを作ったが、本部でそのようなものを作れないか。理事長は区は支部で対応して下さいというが、何を言われるか分からないので区にもイケない。本部でやめられる方の窓口を設けて頂いて、安心してやめられるよう指導する場所を設けて頂きたい。

川上副理事長が「組合執行部はみなさんの意見を反映することが仕事だと思う。これからも努力していくので、ご協力をお願いしたい」と閉会の辞を述べ、会を終了した。

土壌汚染地の評価と税制

(平成 18 年 6 月 14 日開催『土壌汚染対策法をめぐる質問・意見交換会』資料)

東京都鍍金工業組合
専務理事 青木治郎

1. 不動産鑑定評価と土壌汚染

「不動産の鑑定評価に関する法律」では、「不動産の鑑定評価」とは、「土地若しくは建物又はこれらに関する所有権以外の権利の経済価値を判定し、その結果を価格に表示すること」(第 2 条第 1 項)と定義しています。

国土交通省が定めている「不動産鑑定評価基準」によれば、「不動産の経済価値は、自然的、社会的、経済的及び行政的な要因の相互作用によって決定される。」ものですが、土地に関する個別的価格形成要因のうちの 1 つとして「土壌汚染の有無及びその状態」を挙げています(土壌汚染対策法の制定にあわせて H14.7.3 改正)。

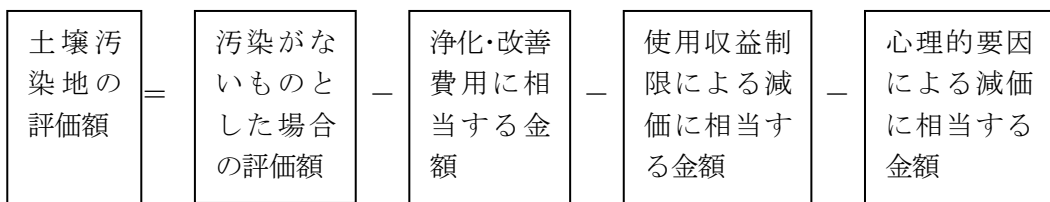
この基準は、不動産鑑定評価制度において、不動産鑑定士等が不動産の鑑定評価を行うにあたって拠り所となる実務指針ですから、地価公示法に基づく地価公示、国土利用計画法に基づく都道府県地価調査、課税目的のための相続税評価及び固定資産税評価などの公的土地評価制度においては、土壌汚染の状況も考慮して鑑定評価を行うことになります。

2. 土壌汚染地の評価方法

国税庁の通達「土壌汚染地の評価等の考え方について」(H16.7.5 付 資産評価企画官情報第 3 号=東京都鍍金工業組合ホームページ「東京組合からのお知らせ」欄に 2005.4.1 付で掲載)によると、「現在のところ、標準となる鑑定評価の方法は公表されていない」とのことです。この後も、平成 18 年 5 月現在までに関係省庁等から同様のものは公表されていませんので、以下、国税庁のこの通達に則って説明します。

「米国における土壌汚染地の鑑定評価を参考にすると、①原価方式、②比較方式及び③収益還元方式の 3 つの評価方式がある。」(前記「不動産鑑定評価基準」においても不動産価格鑑定評価の基本的手法としてこの 3 つを挙げている。)

①原価法式



(注)1 「浄化・改善費用」とは、(中略)土壌汚染の除去、遮水工封じ込め等の措置を実施するための費用をいう。(以下略)

2 「使用収益制限による減価」とは、上記 1 の措置のうち土壌汚染の除去以外の措置を

実施した場合に、その措置の機能を維持するための利用制限に伴い生ずる減価をいう。

3 「心理的要因による減価(「スティグマ」ともいう。)」とは、土壤汚染の存在(あるいは過去に存在した)に起因する心理的な嫌悪感から生ずる減価要因をいう。

4 汚染の浄化の措置等については、評価時期において最も合理的と認められる措置によることとする。なお、各控除額の合計額が汚染がないものとした場合の評価額を超えるときには、その価額(汚染がないものとした場合の評価額)を限度とするのが相当である。

②比較方式

対象地の土壤汚染と類似の汚染影響がある土地の売買実例を収集し、これに比較準拠する方式

③収益還元方式

土壤汚染地の評価額=純利益÷還元利回り

通達では「これらのうち、②比較方式は、(中略)土壤汚染地の売買実例の収集は困難であり、③収益還元方式についても、汚染等による影響を総合的に検討した上で純利益及び還元利回りを決定することは困難である」「一方、①原価方式は『使用収益制限による原価』及び『心理的要因による原価』をどのように見るかという問題はあるものの、『汚染がないものとした場合の評価額』及び『浄化・改善費用に相当する金額』が把握できることからすると、土壤汚染地の基本的な評価方法とすることが可能な方法であると考えられる。」と述べており、(財)日本不動産研究所も同様の見解なので、実際に鑑定が必要となった場合は①の方式で行われると思われれます。

なお、使用収益制限による原価は、「取引の実例がほとんどない中で一定の原価割合を定めることができない」し、スティグマについても「一般に数値化することも困難であり、取引の実例もほとんどない」ため、どちらも「当面は、個々に検討せざるを得ない」としています。

3. 土壤汚染地への課税

通達では、「相続税等の財産評価において、土壤汚染地として評価する土地は、『課税時期において、評価対象地の土壤汚染の状況が判明している土地』であり、土壤汚染の可能性があるなどの潜在的な段階では土壤汚染地として評価することはできない。」としています。

したがって、「めっき工場の土地はどうせ汚染されているのだから、固定資産税や相続税を減額してほしい」という思いがあっても、汚染の有無を調査しなければ、土地の評価額は役所が評価した路線価に基づいて(汚染がないものとして)算出されます。調査の結果、個々の画地について汚染が判明して評価額が下がった場合、その土地の担保価値も(もちろん売買価額も)下がると推測されますので、その面からは要注意です。

土壌汚染対策法施行の現状

東京鍍金公害防止協同組合
専務理事 小原 俊幸

1. はじめに

東京都では、平成15年2月15日より施行された土壌汚染に関する法律である「土壌汚染対策法」に先がけ平成13年10月1日より「東京都環境確保条例」が施行され規制が開始された。一部の区市では、これより以前から要綱等による規制が行われているところもある。このような経緯から、「土壌汚染対策法」に関する窓口は、23区内は東京都環境局環境改善部有害化学物質対策課土壌地下水係が担当し、「東京都環境確保条例」及び「要綱」等に関する窓口は、各区市の担当課が窓口となっている。

「東京都環境確保条例」についての取扱いは、各区によって地域の状況等で対応に違いがあるので、ここでは、「土壌汚染対策法」について検討したい。

「土壌汚染」は、経済発展の過程で生産活動に伴って長年にわたって蓄積された「負の遺産」とも言うべきもので、この解消には長い年月を要すると考えられる。

「土壌汚染」は、電気めっき業にとって誠に厄介な問題であるが、環境重視の時代の要請の中では、避けて通れない問題であり、問題に正面から取り組み、真摯に対応していく必要があると考える。

2. 土壌汚染対策法とは

(目的)第1条 この法律は、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康に係る被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護することを目的とする。

土壌汚染対策法は、環境基本法第2条第3項に規定する「人の活動に伴って生ずる土壌の汚染」に起因して、汚染された土壌に含まれる「特定有害物質」が人に摂取されることによって健康に被害を与えることがないよう、規制の対象となる「特定有害物質」を定め、健康被害が発生することのないよう対策を講ずることを主な目的とする法律。

3. 土壌汚染対策法の概要

(1)調査命令

①3条調査:土壌汚染対策法第3条(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)

有害物質使用特定施設:水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設

66:電気めっき施設 65:酸又はアルカリによる表面処理施設

②4条調査:土壌汚染対策法第4条(土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査)

(2)責任主体の明確化:汚染原因者ではなく責任主体を所有者・管理者・占有者として明確化

①土壌汚染状況調査・報告義務:土壌汚染の状況を調査し報告する義務を、その「土地の所有者等」に負担させる。

②汚染の除去等の措置義務:土壌の汚染が一定の基準に適合しない場合は、汚染の除去等の措置を「土地の所有者等」に命ずる。

これまで、土壌の汚染が人為的に発生した場合は、土壌を汚染させた原因者に対して責任の追及が行われてきた。土壌汚染対策法では、土壌汚染状況の調査・報告義務、汚染の除去等

の措置を講ずる義務の両方を「土地の所有者等」が負担するとされている。すなわち、土地を所有しているだけで、自らが土壤汚染の原因者ではないにもかかわらず、自らの費用で土壤汚染の状況を調査したり、汚染の除去等の措置を講ずる義務を負担しなければならない場合があり得ることになる。

土地を取引する場合は、土壤汚染対策法上の調査報告義務や汚染の除去等の措置を講ずる義務はどのような場合に認められるかについて正確な知識を持つことが必要である。また、義務が課されるのは「土地の所有者等」とされているから、所有権の移転時期をいつにするかも慎重に検討するべきである。

(3)措置命令:汚染状況によってリスク低減措置または恒久除去措置が命じられる。

(4)指定区域台帳:指定区域台帳で一般へ情報公開される。

4. 特定有害物質(別表参照)

(定義)第2条 この法律において「特定有害物質」とは、鉛、砒素、トリクロロエチレンその他の物質(放射性物質を除く。)であつて、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるものをいう。

土壤汚染対策法施行令第1条で、特定有害物質として25物質を定めている。

その内訳は、第1種特定有害物質(揮発性有機化合物)11物質、第2種特定有害物質(重金属等及びその化合物)9物質10種、第3種特定有害物質(その他農薬等)5物質。

※揮発性有機化合物(VOCs):水より比重が重く粘性の低いものが多いため、深い層まで浸透し難透水層の上に溜まり、地下水に徐々に溶け出して周辺を汚染する。汚染が広い範囲に広がり易い性質がある。

※重金属等及びその化合物:土粒子に吸着されやすいため、汚染は地表近くに多く存在する。自然に分解されることはないため、汚染した地下水の摂取のほか、土壤の直接摂取による健康被害が懸念されている。

※農薬等:重金属と同じく土粒子に吸着されやすいため、汚染は地表近くに多く存在する。一般的に、ある程度時間が経つと自然に分解される。

5. 土壤汚染状況調査

(1)調査の対象となる土地

①3条調査(前掲):特定有害物質を製造、使用または処理する施設に係る工場または事業場の敷地であった土地で使用が廃止された土地

a. 「使用の廃止」とは、当該施設の使用をやめるか、当該施設の使用は継続するが、特定有害物質の使用をやめる場合をいう。

b. 調査結果の報告は、調査の義務が発生した日(下水道の「特定施設使用廃止届」の使用廃止の日)から起算して120日以内に行うべきものとされている。ただし、その期間内に報告できない特別の事情があると認められるときは、都道府県知事は、土地所有者等の申請により期限を延長できる。

(経過措置)第3条 第3条の規定は、この法律の施行前に使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地については、適用しない。

(注)「環境確保条例」の取扱いは異なるので、注意が必要。

②4条調査(前掲):土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認める土地。

土壤汚染状況調査の法的義務が発生するのは、1)有害物質使用特定施設の使用が廃止等された場合 2)土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めて命じた場合に限られ、これ以外の調査についての法的義務が発生することはない。

したがって、これに該当しない、例えば操業中の工場の敷地では、汚染があっても調査及び対策は法の枠外で行われますが、「汚染土壤の搬出に関する告示」があるので、留意する必要があります。

また、土壤汚染対策法の施行日(平成15年2月15日)以前に廃止された有害物質使用特定施設の跡地も法の適用は受けないが、「2)土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めて命じた場合」に該当するときは、土壤汚染対策法が適用されるので、留意する必要があります。

土壤汚染対策法に基づいて行われる土壤汚染状況調査は、環境大臣が指定する「指定調査機関」に行わせなければならない。平成18年5月2日現在で全国で1,665機関が指定を受けている。また、調査の方法についても詳細に定められている。

(2)土壤汚染対策法附則第3条(経過措置)

土壤汚染対策法施行前に使用を廃止していた場合は、調査の義務は発生しないものとされている。

(3)土壤汚染対策法第3条(使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査)第1項ただし書き(調査の猶予)

ただし、環境省令(土壤汚染対策法施行規則第12条)で定めるところにより、当該土地について予定されている利用の方法からみて土壤の特定有害物質による汚染により人の健康に係る被害が生ずるおそれがない旨の都道府県知事の確認を受けたときは、この限りではない。

①引き続き同一の工場・事業所または従業員以外の者が立ち入ることが出来ない工場・事業場の敷地として利用されている場合。

②職住同居型の小規模な工場・事業場の敷地が引き続き事業主の居住用に使用される場合

③鉱業権の消滅後5年以内の鉱山の敷地等(跡地)

(注)確認の取り消し:都道府県知事は、確認を受けた土地が、上記の要件を満たさないと認めるに至ったときは、その確認を取り消すことになる。確認が取り消された場合には、その時点での土地の所有者等に、土壤汚染状況調査及びその結果を報告する義務が発生する。

(4)土壤汚染対策法施行規則附則第2条(経過措置)・第17条(地下水の利用状況等)に係る要件)

附則(経過措置)第2条 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地(土地の面積が300平方メートル以下であり、かつ、第17条の要件に該当しないものに限る。)に係る法第3条第1項の調査については、第5条第1項の規定にかかわらず、当分の間、同項の土壤ガス調査及び土壤溶出量調査を行うことを要しない。

工場・事業場の敷地の面積が300平方メートル以下の場合であって、周辺(使用有害物質で異なる)で地下水が飲用に利用されていないなどのときは、土壤汚染調査の一部が免除される。

6. 指定区域の指定・解除及び指定区域台帳

調査の結果、一定の基準以上の土壤汚染がみられる場合には、当該地域は原則として「指定区域」として指定されることになる。

(1)指定区域の指定

土壤汚染状況調査の結果、指定基準(環境省令で定める基準)を超過する土壤汚染が判明した土地については、都道府県知事が指定区域として指定し公示する。(法第5条)

[東京都の指定区域の指定は、平成18年6月1日現在で16カ所]

(2)指定区域の解除

指定区域の指定は、土壤汚染の除去により指定の事由がなくなつたと認めるときは解除される。したがって、土壤汚染の除去(掘削除去、原位置浄化)以外の措置(封じ込め、盛土、舗装等)が行われた場合は、指定区域の指定は解除されない。

(3)指定区域台帳

都道府県知事は、指定区域について、その所在地、土壤汚染の状況等を記載した台帳(指定区域台帳)を作成し、一般の閲覧に供する。(法第6条)

指定区域台帳は、指定区域の所在地、特定有害物質の溶出量・含有量などの土壤汚染の状態、汚染除去等の措置の実施状況等を記載した帳簿、土壤汚染状況調査において資料を採取を行った地点を明示した図面等により構成されている。

7. 汚染の除去等の措置

(1)汚染の除去等の措置命令

都道府県知事は、指定区域の土壤汚染により健康被害が生ずるおそれがあると認めるときは、土地の所有者等に対し、汚染の除去等の措置の命令(措置命令)をすることができる。(法第7条第1項)

なお、汚染原因者が明らかであり、汚染原因者に措置を講じさせることが相当と認められ、かつ、汚染原因者に措置を講じさせることにつき土地の所有者等に異議がないときは、措置命令は汚染原因者に対して行われる。(法7条第2項)

汚染の除去等の措置の内容は、土壤汚染の除去に限定されず、暴露経路の遮断による措置(立入禁止、盛土、舗装、封じ込め等)が認められている。また、汚染の除去等の措置は技術的には複数の内容のものが適用可能な場面が多いが、措置命令に当たっては、土壤汚染の状況、土地の所有者等及び汚染原因者の意向等を踏まえ、措置の内容を一に特定して命ずることになる。

①指定区域内の土地②指定区域の基準を超える土壤汚染が明らかな土地あるいはそのおそれのある土地であつて、地下水が飲用に利用されているか、地下水の汚染により公共用水の水質が環境に合致しなくなるおそれがある場合か、又は一般人の立ち入りが許容される場合には、原則として、汚染の除去等の「措置」が命じられることになる。

(2)汚染の除去等の措置に要した費用の請求

措置命令を受けた土地の所有者等は、汚染原因者に対し、汚染の除去等の措置に要した費用を請求することができる。(法8条第1項)

なお、請求できる費用の範囲は、措置命令において命じられた内容の措置を行うために通常必要と認められる費用の額に限られる。

しかし、汚染原因者に費用負担能力がないときは、土地の所有者等が費用を負担することになる。

8. 指定区域における土地の形質の変更

指定区域内において土地の形質の変更をしようとする者は、その着手の14日前までに都道府県知事に届け出なければならない。(法第9条第1項)

都道府県知事は、その施行方法が一定の技術的基準に適合しないと認めるときは、届出者に対し、施行方法に関する計画の変更を命ずることができる。(法第9条4項)

9. その他

(1) 土壤汚染対策への支援

費用負担能力の低い土地所有者等(土地の所有者、管理者又は占有者)にたいして、一定の資金助成がなされ、また土壤・地下水浄化施設に対する税制上の優遇措置(固定資産税等)、政府系金融機関を通じて低利融資、環境事業団による環境浄化機材貸付等の支援策がとられている。ただし、汚染原因者への資金助成はない。

(2) 自発的な土壤汚染状況調査・対策

土地取引に伴って行われる調査、ISO取得に伴う調査など土壤汚染対策法の対象外で行われる自発的な土壤汚染調査・対策が増加しつつある。この動きは、今後もますます拡大していくと考えられる。特に外資ファンドによる不動産取得の場合等に条件として土壤汚染状況調査を要求される場合が多いといわれている。

10. 土壤汚染対策法施行による影響

土壤汚染対策法の施行により、社会一般の土壤汚染に関する関心が高まったことが、最も大きな社会的影響といえる。マスコミ等にも大きく取り上げられ「環境問題」に関する関心が一般住民にも自分に身近なものとして土壤汚染問題が捉えられるようになった。このことから、周辺に存在する工場や企業が所有している土地の状況について近隣住民が注視するようになった。

企業としても事業への影響、社会的イメージの失墜等への配慮から土壤汚染に強い関心を抱かざるを得なくなった。汚染が判明した場合には操業の縮小や停止、計画の見直しを迫られ事業活動に多大な影響が出る事態も考えられる。また、情報の公開の程度はその企業の評価に繋がる問題でもある。

こうした影響はあるが、法施行による直接的、具体的な影響については事業を継続している状況の下では、法の網のかかる場合は限定的であり、大きな影響はないものと考えられる。

事業を継続している限りにおいては、土壤汚染によって近隣に被害をおよぼす状況がなければ、直接この法律にかかわることはないといえる。

また、施設を売却する場合でも、引き続き同じ工場・事業所として使用される場合等にあつては、汚染状況調査や除去措置を命じられる場合は限られている。

土壤汚染に関する具体的な規制はいままでも各都道府県等の条例で行われてきており、この法律の施行によって直接的な大きな変化はないと考えられる。

本法律の施行により都道府県知事がこの法律を根拠として調査・措置命令が出せるようになり、健康被害懸念施設への被害発生防止の手段を得たことになる。

11. 不動産取引への影響

(1) 不動産取引に及ぼす影響

土壤汚染対策法の施行による不動産取引への影響は、役所で台帳を閲覧して、取引対象土地が「指定区域」であるか否かを調べ、指定区域でなければ何らの説明の必要はないというだけのように思われると考えますが、そのように考えるべきではありません。土壤汚染対策法の施

行により、これまでよりも土地の汚染がその土地の瑕疵であると認識が強まり定着すると考えられる。

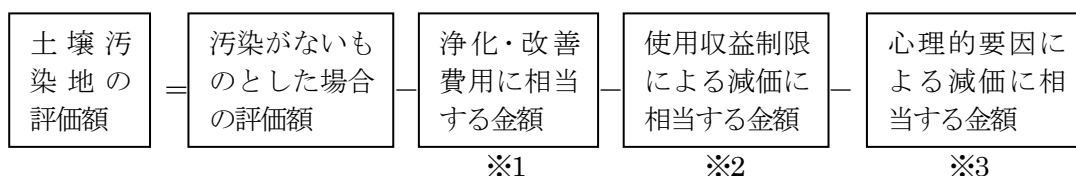
不動産の取引では、土壌汚染の事実が判明したとき、売買の実務としてかなり難しい問題が出てくる。土壌汚染の問題は、まず調査に関することが取引をする前提として出てくる。ただし、先に述べた法令の要件を充たした上で、利用価値があるとして現状有姿で取引された例もあるが、土壌汚染に関する費用を織り込んで売買価格は決定されている。調査に続いて、どのような方法で汚染を除去するのか、どの業者に依頼するのか、手続きはどうするのか、費用はどの位掛かり、誰が負担するのか、除去作業に要する期間はどの位かかるのか等、土壌汚染の除去(浄化)に関する諸事項が契約に直接関係してくる。こうした煩雑な事柄を不動産開発会社に委託して共同住宅を建設した例もある。

このように、土地取引に当たっては、土地の汚染の可能性の有無を土地履歴等の調査を行って判断する必要があるが、めっき工場の場合は汚染の可能性があると見て、調査や汚染の除去等に要する費用の負担について、あらかじめ合理的に取り決めておく必要がある。

不動産の取引において、その価格をいくらとするのかは売主・買主の双方にとって最も重要な点である。また、資金調達のために不動産を担保に提供する場合の評価額をどう見るのかは当事者にとって大きな問題である。仮に土壌の調査等をしないで担保に提供しようとした場合は、金融機関から担保として評価されない場合もある。

土壌汚染のある土地の評価に関し、平成 16 年 7 月 5 日付けで「土壌汚染地の評価等の考え方について(情報)」（資産評価企画官情報第 3 号）として、国税庁より汚染土地の評価方法の基本的な考え方が公表されている。<http://www.nta.go.jp/category/tutatu/sonota/hyouka/2680/01.htm>

1-2-1(1)-①原価方式



※1 標準的な浄化・改善に係る技法はいまだ確立されていない為、これに要する標準的な費用相当額を定めることは出来ない。当面は指定調査機関の見積もった費用(複数の見積もりが望ましい)により計算せざるを得ないものと考えられる。

※2 取引の実例が少ない中で、一定の減価割合を定めることができないことから、当面は個別に検討せざるを得ないと考えられる。

※3 心理的要因による減価(スティグマ)は、その減価割合を数値化することは困難であり、一律に減価率を定めることは相当ではなく、当面は個別に検討せざるを得ないと考えられます。

なお、不動産の鑑定評価において、「不動産鑑定評価基準」が平成 15 年 1 月 1 日施行で改正されており、不動産鑑定士が鑑定評価するに際しては、土壌汚染の状況を考慮すべきとされている。http://tochi.mlit.go.jp/w-new/h1407_f1.pdf

土壌汚染の事実の判明によるトラブルが増加している。特に都市の再開発で工場跡地などへの共同住宅建設が進み、土壌汚染が見つかるケースが増えている。

こうした状況を反映して、工場跡地をマンション等の住居の建物敷地として転用する場合、デベロッパーから土壌汚染調査の条件・要求が出されるのが慣行化している。この場合は、特定有害物質とされている 25 物質すべての調査を要求される場合もある。特に土壌汚染対策法

では土地の所有者に義務を課していることから、不動産取引において、買主から調査を要請されることが多くなっている。

こうした場合、汚染の調査・浄化費用の負担をどうするかが問題になるが、(社)不動産協会の指針「マンション事業における土壌汚染対策について」で「土壌汚染の調査ならびに浄化処理は原則として売主で行うべきである。」とされている。

実際には、取引における売主・買主の力関係、当該不動産の地域での不動産需給関係、取引における経緯等の諸々の要因で決まることになり買主が負担する場合もある。不動産の売買取引上、土壌汚染のリスクは売主にとっては「瑕疵担保責任」が問題であり、買主にとっては、物件引渡しを受けた後に予期せぬ汚染の発見により工期が延びるなどの損害がある。

不動産取引において、土壌汚染問題にどのように対処するのか、売主、買主双方にとって売買契約書の持つ意義は大きなものになる。売買契約書の作成にあたって解除条件、瑕疵担保責任などに留意が必要である。

不動産取引にとって、土壌汚染は実に厄介で負の要因であることは間違いないが、決して取引をあきらめなければならない程に極めて深刻な影響をあたえるものではないと考える。現に法施行後に、めっき工場跡地で汚染が判明した土地が取引された例が複数ある。冒頭でも述べたが、時代の環境重視の潮流の中で土壌汚染問題は避けて通れるものではない。正面から取り組み、真摯に対処していくしかないと考える。

(2)土壌汚染対策技術と新技術開発の動向

土壌汚染除去にあたって、どの土壌汚染対策技術を選択するかは、調査結果から得られる①汚染のメカニズム・汚染源・汚染の浸透状況・移動方向・範囲②対象土壌の種類・性状③特定有害物質の種類・性状、及び対策工事期間等を考慮して決定されることになる。

揮発性有機化合物の汚染対策技術としては、①原位置浄化②掘削除去が基本的な方法でいろいろな技術がある。

重金属等による汚染対策技術としては、①固化、不溶化②封じ込め③掘削除去が基本的な措置方法で種々の技術がある。その費用は、土量1立方メートル当たり数千円から数万円掛かり、浄化方法、期間等により、様々で一概には言えない。

浄化対象規模にもよるが、総額として浄化費用が千万円単位となる場合も多く、億円単位となったケースもある。

東京都は、平成18年度に新規事業として「土壌汚染対策の促進」を予算化し、関係各分野の専門家による「土壌汚染に係る総合支援対策検討委員会」を設置し、検討に入っており、平成19年2月頃に「土壌汚染対策促進のための仕組み(案)」を策定するとしており、成果が待たれるところである。また、新技術が大手建設会社等を中心に活発に研究開発がされており、浄化技術が進歩し処理の迅速化、低コスト化が図られることを期待している。

12. 後記

以上のように法の施行後、いろいろな影響が出ている。また、東京都は、平成13年10月から環境確保条例に基づく土壌汚染対策を実施しているが、法に先駆けて制定されており、その後の法施行に合わせて技術面等については、整合性がはかられたが、報告窓口が法に関しては都環境局有害化学物質対策課、条例に関しては市区町村の担当課となっている。調査項目や報告内容についても相違がある。また、法では、経過措置を設けているが、都条例では経過措置がないなど不条理な面もある。法の内容が限定的であるとの見方もあり、直接的、全面的なも

のとなっていないということもある。土壤汚染問題は、簡単に解決できる問題ではなく、また、事業を廃止された事業所の問題だけでなく、事業を継続するために、継続的かつ前向きに取り組むべき課題である。人の生活に密接に係わる土地の問題であり、すみやかに解決すべきであるが、経済性(費用)の問題が大きく、解決のネックとなっている。

分類	特定有害物質の種類	土壤汚染対策法施行規則に定める基準値			
		地下水基準 (mg/l)	土壤溶出量基準 (mg/l)	土壤含有量基準 (mg/l)	第二溶出量基準 (mg/l)
			溶出試験	含有量試験	溶出試験
第一種特定有害物質(揮発性有機化合物)	1 四塩化炭素	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	2 1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0.004 以下	—	0.04 以下
	3 1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	4 シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.04 以下	—	0.4 以下
	5 1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下	0.002 以下	—	0.02 以下
	6 ジクロロメタン	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	7 テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
	8 1,1,1-トリクロロエタン	1 以下	1 以下	—	3 以下
	9 1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	10 トリクロロエチレン	0.03 以下	0.03 以下	—	0.3 以下
	11 ベンゼン	0.01 以下	0.01 以下	—	0.1 以下
第一種特定有害物質(重金属等)	12 カドミウム及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	13 六価クロム化合物	0.05 以下	0.05 以下	250 以下	1.5 以下
	14 シアン化合物	検出されないこと	検出されないこと	50 以下 (遊離シアンとして)	1.0 以下
	15 水銀及びその化合物	水銀が0.0005 以下かつアルキル水銀が検出されないこと	水銀が0.0005 以下かつアルキル水銀が検出されないこと	15 以下	0.005 以下
	16 セレン及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	17 鉛及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	18 砒素及びその化合物	0.01 以下	0.01 以下	150 以下	0.3 以下
	19 ふっ素及びその化合物	0.8 以下	0.8 以下	4,000 以下	24 以下
	20 ほう素及びその化合物	1 以下	1 以下	4,000 以下	30 以下
第二種特定有害物質(農薬等)	21 シマジン	0.003 以下	0.003 以下	—	0.03 以下
	22 チオベンカルブ	0.02 以下	0.02 以下	—	0.2 以下
	23 チウラム	0.006 以下	0.006 以下	—	0.06 以下
	24 ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	検出されないこと	—	0.003 以下
	25 有機りん化合物	検出されないこと	検出されないこと	—	1 以下

全鍍連平成 18 年度通常総会

全国鍍金工業組合連合会(大村功作会長)は5月29日(月)午後1時半より機械振興会館で平成18年度通常総会を開催した。

姫野正弘総務委員長の司会により、業界関係物故者に対する黙祷を行い、鈴木喜代壽副会長が開会の挨拶をした。主催者を代表して、大村功作会長は「平成17年度は皆様の協力により様々なことを決めさせて頂いた。特に全鍍連の運営、運営に係わる経費の問題等について総務委員会を中心に試案をいただき、正副会長と総務委員長で財政検討委員会を立ち上げ、毎月のように検討を重ねて、第1回理事会に提出した。皆様にとっては身を切る思いだと思うが、承認を頂いた。本日はそれらを踏まえ、本総会で慎重審議をお願いしたい。昨年の全国大会で“環境との共生”を決めさせて頂いたが、18年度も環境問題を重点的にやっていきたい。特に土壤汚染の問題が、今後我々がこの業界で生きていくために重要な問題である。後輩や後継者に引き継いでもらうためにはどのようなことをやればよいかを踏まえ、環境対策委員会に諮問し、また正

副会長会で検討して、今後の方向性を定めて参りたいと考えている。みなさんのご支援ご協力ををお願い申し上げます」と挨拶した。

議事に先立ち岸賞の表彰を行い、笠間則文副会長が川上洋一氏(全鍍連常任理事・東京組合副理事長)の受賞と功績を発表した。



川上氏は東京組合で理事、常任理事を歴任、平成13年より副理事長をつとめ、技術、環境保全担当役員として活躍された。全鍍連では平成9年より理事、13年より常任理事をつとめ、環境対策委員長、副委員長として活躍された。その間、ほう素、ふっ素等の排水基準、P R T R制度、土壤汚染対策法など新たな



な環境規制に対して先頭に立って取り組まれ、大きな成果を上げた。小規模事業所に最も有効な環境保全技術の導入のため現場指導に献身的に取り組まれた、などを披露した。

大村会長より表彰状並びに記念品贈呈の後、川上氏は「身に余る光栄で、これからも微力ながら業界のために努力していきたい」と謝辞を述べた。

総会は大村会長を議長に選出して議事に入った。第一号議案として経費賦課方法の改定について、布袋屋皓造専務理事が内容を説明し満場一致で承認した。続いて、第二号議案として平成 17 年度事業報告、財産目録、賃借対照表、収支計算書及び剰余金処分案が一括上程され、布袋屋専務理事が内容を説明した後、監事を代表して赤穂好男監事が監査報告を行い、一括原案通り承認した。第三号議案として、平成 18 年度事業計画案及び同収支予算案を満場一致で原案通り承認可決した。第四号議案として役員の退任及び選任について、大村議長より富山組合の藤清貴理事長ならびに広島組合の新谷哲章理事長が組合総会において理事長を退任し、全鍍連理事を退任したい旨の申し出があったことを報告、これに伴い新理事 2 名の選任が必要となり、新理事は指名推薦において選任することが承認された。新理事には、両組合の申請に基づき役員候補者選考委員会より梅田ひろ美氏(富山)ならびに吉田忠弘氏(広島)が推薦され、藤氏、新谷氏の理事退任及び梅田氏、吉田氏の理事就任を満場の拍手により承認した。

以上で総会議事が終了し、議長が退席した後、本日退任された藤氏、新谷氏に大村会長より感謝状が贈られ、両氏には評議員が委嘱される旨の説明があった。最後に、吉田勇副会長の閉会の辞をもって総会を終了した。引き続き、懇親会を行った。

参加しよう！平成 18 年度全国めつき技術コンクール参加者募集

全国鍍金工業組合連合会は恒例の「全国めつき技術コンクール」の参加者を募集している。募集概要は次のとおり。

主 催 全国鍍金工業組合連合会

後 援 (予定)厚生労働省、東京都、中央職業能力開発協会、日刊工業新聞

種 目

①研磨—装飾クロムめつき部門

②装飾クロムめつき部門 (注)無研磨

③亜鉛めつき部門 (注)無研磨

参加料 1 部門 1 口につき 1 万円(1 部門につき 3 口まで応募可)

(東鍍工組高等職業訓練校、大阪高等めつき技術訓練校の訓練生の参加料は 1 部門 1 口につき 7 千円)

申込締切 平成 18 年 8 月 4 日(金)

出品締切 平成 18 年 8 月 11 日(金)

入賞発表&表彰式 (予定)平成 18 年 11 月 22 日(水)全鍍連第 44 回全国大会にて

(予定) 厚生労働大臣賞

厚生労働省職業能力開発局長賞

中央職業能力開発協会会長賞

日刊工業新聞社賞

全国鍍金工業組合連合会会長賞

従来、コンクール参加は自社の通常ラインによる加工では困難でコンクール用の特別な装置・薬品等の準備が必要との認識から参加を控える組合員が多く見られたが、実際は自社の通常ラインによる加工を工夫することで十分対応可能であり、これまでもこうした通常ラインによる加工で多くの組合員が上位入賞を果たしているため、積極的な多数の参加を求めている。

問合せ先 全国鍍金工業組合連合会 事務局
／佐藤・山本(TEL03-3433-3855)

〒105-0011 東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 206

8月 高等職業訓練校授業案内

		授業日(火・金)		授業時間(A:14:00~17:00 B:17:00~20:00)	
日	曜	時	科目	内容(予定)	
1	火	A	硬質めっき② (めっき法)	Ni系合金めっき、気相めっきの条件と特徴など。 武蔵工業大学名誉教授 星野重夫	
		B	銅めっき③ (めっき法)	ピロリン酸銅めっき、組成及び作業条件、トラブル対策 株式会社金属化工技術研究所 山本良雄	
4	金	A	金属・非金属材料① (材料)	めっきと関連する金属・非金属材料についての概説 明星大学 機械システム工学教授 石井友之	
		B	めっき材料① (材料)	ニッケル、銅、亜鉛の電極、各種界面活性剤の性能と利用法等。 星野技術士事務所 星野芳明	
8	火	A	金属・非金属材料② (材料)	めっき用金属・非金属材料の概論、諸性質について 明星大学 機械システム工学教授 石井友之	
		B	めっき材料② (材料)	キレート剤の種類と構造、金属表面技術としてのキレート剤の利用と応用等。 星野技術士事務所 星野芳明	
22	火	A	金属・非金属材料③ (材料)	めっき用金属・非金属材料の概論、諸性質について 明星大学 機械システム工学教授 石井友之	
		B	めっき素地材料① (材料)	金属・非金属材料のめっき素地材料としての特性を知る。 株式会社ハイテクノ 石原祥江	
25	金	A	貴金属めっき① (めっき法)	貴金属の分類・特徴・諸性質、貴金属めっきの化学、電着機構等 元デグサジャパン(株) 村楨 利弘	
		B	めっき素地材料② (材料)	金属・非金属材料のめっき素地材料としての特性を知る。 株式会社ハイテクノ 石原祥江	
29	火	A	貴金属めっき② (めっき法)	装飾用金めっき、カラーゴールドの分類種類、他の貴金属めっき等。 元デグサジャパン(株) 村楨 利弘	
		B	設備管理 (生産工学概論)	対流と噴流、ろ過の原理、活性炭処理、ろ布の特性 日本フィルター(株) テクニカルセンター 和田泰一	

訃報

謹んでご冥福をお祈りいたします

横山三郎様(足立支部・横山電解研磨(株)社長)6月24日(土)死去、76歳。告別式は26日午前10時から足立区南花畑の芦川ホールで行われた。喪主は横山功氏

石井トミ様(全鍍連常任顧問、愛知組合顧問、真生電化工業(株)社長のご母堂)6月26日(月)死去、94歳。告別式は29日午後1時から愛知県江南市の平安会館布袋斎場で行われた。喪主は石井博氏

山田平八郎様(葛飾支部・(有)山田鍍金工業所山田鎮雄社長のご尊父)7月6日(木)死去、91歳。告別式は9日午前11時より葛飾区白鳥の四ツ木斎場で行われた。喪主は山田鎮雄氏。

新銀行東京より、新融資『技術力・将来性』のお知らせ

東京都鍍金工業組合の組合員の皆さまへ、提携金融機関である新銀行東京より新融資『技術力・将来性』のご紹介です。『技術力・将来性』とは、財務内容が脆弱であっても、一定の技術力や優れたビジネスモデルを有し、将来の成長が見込める中小事業者に対して資金供給を行うことをコンセプトとしております。財務内容に加え、技術力と事業計画を外部専門家が客観的に評価し、事業内容に応じて、最高3億円までご融資いたします（期間は最長7年）。

また、組合員の皆さまのお申込につきましては、融資事務手数料の優遇を行っております（通常21,000

円のところ2,100円ともに消費税込）。組合事務局にて発行する『確認依頼書』を新銀行東京の店舗へ持参することで優遇が可能となります。最短3営業日でご融資の可否をお答えする、新融資『ポートフォリオ』と合わせて、ぜひご利用ください。

商品についてのお問い合わせは、新銀行東京融資相談室（フリーダイヤル0120-289-227）へお電話いただくか、又は新銀行東京ホームページ（www.sgt.jp）をご覧ください。

随時受付中



技術力・将来性

優れた技術力・事業計画に 最高3億円までご融資。

財務内容に加え技術力と事業計画を
外部専門家が客観的にじっくり評価します。
中小企業の皆さまの夢の実現のためにご利用ください。



スピーディーな融資をご希望の場合は

ポートフォリオ

- 融資決定まで最短3営業日。
お申し込み日の翌日から最短3営業日でご融資の可否をご連絡いたします。
- 原則、無担保・第三者保証不要。
法人のお客さまは代表者の連帯保証が必要です。
- 最長5年・最高5,000万円まで融資。

お問い合わせ

新銀行東京 融資相談室 **0120-289-227** 新銀行東京ホームページ **www.sgt.jp**
◎営業時間9:00～17:00（銀行窓口休業日を除く）◎携帯電話・PHSからは03-6734-5700へ（通話料はお客さまのご負担となります）

（ご注意）◎条件により、お申し込みいただけない場合があります。◎「期間・金額」は一律でなく、審査結果によってはご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。◎事業の過程で担当者が訪問し、代表者もしくは経営責任者の方との面談をお願いする場合がございます。

新銀行東京

■十日会

6月例会

十日会(太田幸一会長)は6月12日(月)午後7時からめっきセンターで例会を開き、講師に中小企業庁経営安定対策室長の児島秀平氏を招き「中小企業BCP策定運用指針」についての講演を、会員27名が熱心に聴講した。

例会は柴田徹幹事の司会により、太田会長は「めっき業は日本のモノづくりになくてはならない産業であるが、もし自然災害等に遭った時、いかに事業を継続していくか、本日のBCPを勉強して頂きたい。十日会ホームページに今後の行事予定を掲載したので参考にして頂きたい」と開会の挨拶をした。

講師の児島氏は、今年2月から中小企業庁HPで公開している中小企業BCP策定運用指針について説明した。概要は次の通り。

会社が地震災害や風水害、火災、従業員が集団感染したら会社はどうなるか、中小企業BCP(Business Continuity Plan;緊急時企業存続計画)とは、中小企業が、緊急時においても、中核となる事業を継続あるいは早期復旧することで、顧客からの信用と従業員の雇用を維持し、企業価値を向上させるための準備しておくもの。

一般に中小企業は、顧客や事業の種類が限られ、人材や資金などの経営資源にも余裕がない。一方、中小企業はわが国の産業において極めて重要な地位を占めており、緊急事態に脆弱な中小企業こそ、



BCPに取り組むことが重要である。BCPのポイントは次の通り。

これまでの防災計画は、従業員の生命と会社の財産を守ることが主な目的であるが、BCPは、従業員の生命と会社の財産を確保した上で、事業の継続・早期復旧に努めることで、会社が緊急事態を生き抜くための計画である。

1)緊急時において優先して継続・復旧すべき中核事業を特定する。

緊急時、人材や設備、資金が制約される。事業を絞り込むことが企業存続の近道。

2)緊急時において中核事業を復旧する目標時間を定めておく。

目標がないと適切な行動を起こすことができない。緊急時に被害状況を判断して再設定する。

3)中核事業や目標復旧時間について顧客等取引先と予め協議しておく。

共通認識があると効果的な対策が可能。緊急時、顧客との迅速・円滑な連絡が肝心。

4)事業拠点や生産設備、仕入品調達等の代替策を用意しておく。

緊急時の使用不能に備え、可能な範囲

で用意する。コンピュータのバックアップも重要。

5)全ての従業員とBCPの方針や内容について話し合っておく。

緊急時、経営者はどう行動するつもりか、従業員にどう行動して欲しいか、知らせておく。

BCP導入の効果として、金属プレスメーカーで、平日早朝に大規模地震が突発発生した場合を想定し、BCP導入なし企業と(BCP導入済み企業)の違い。

<当日>工場では全てのプレス機が転倒(アンカー固定済み、プレス機転倒免れる)

ほとんどの従業員の安否確認ができず(伝言ダイヤル171で安否確認)

納品先の連絡先が不明、判明後も電話不通(最寄りの営業所まで事情説明に行く)

<数日間>多くの従業員が1ヶ月間、出社せず(従業員、3日間地域活動専念後、交代制)

原材料の仕入元工場が全壊(原材料は当面、他企業から代替調達)

1週間後、納品先の大企業から発注を他会社に切り替えたとの連絡あり(3日後、1ヶ月で全面復旧可能と報告、この間、遠方の協力会社で代替生産)

<数ヶ月間>3ヵ月後、生産設備復旧するも、受注戻らず(手持ち資金から月給や代金を支払う。さらに同業組合から、復旧要員の応援を得る。修理費用は公的融資制度を利用)、会社の規模を縮小、従業員の7割を解雇(1ヵ月後、全面復旧し、受注も元に戻る)

十日会納涼会

十日会は、8月24日(木)午後7時から銀座の「中国大陸料理 過門香 銀座店」で恒例の納涼会を開催する。中国大陸料理を味わいながら、会員家族ともども親睦を深めながら暑さを吹き飛ばそうと企画された。

十日会9月例会

十日会は、9月20日(水)午後7時からめっきセンターで9月例会を開催する。(株)プロジェクト取締役 税理士 中村克宏氏を講師に招き、平成18年5月1日に施行された「誰でもわかる会社法」についての講演を行う。会社法の施行によって中小企業に関する取扱いも大幅に改正された。改正の内容は、有限会社制度の廃止、機関設計の柔軟化、会計参与制度の導入、最低資本金制度の撤廃、合同会社の新設など非常に多岐にわたっており、それによって得られるメリットは様々である。例会では会社法で導入される制度のうち、特に重要性の高いと考えられる機関、株式、会計参与、配当、会社設立を中心に解説するとともに、必要に応じて中小企業に係る税務上の取扱いも紹介する。



暑中お見舞い申し上げます



<p>株式会社 都南ビーピー</p> <p>代表取締役 大村 功作</p> <p>本社 東京都目黒区上目黒4-5-1 〒153-0051 TEL03(3719)8221 FAX03(3760)9027 第一工場 東京都目黒区上目黒2-45-12 大木めっき工場 東京都目黒区鷹番1-1-12</p>	<p>京王電化工業株式会社</p> <p>代表取締役 姫野 正弘</p> <p>〒182-0021 東京都調布市調布ヶ丘3-6-1 TEL0424(83)1900</p>
<p>株式会社 協和</p> <p>代表取締役社長 由田 猛</p> <p>本社 東京都豊島区東池袋1丁目7番12号(日産ビル) 〒170-0013 TEL03(3986)1591(代) FAX03(3988)8923 工場 高崎第1・高崎第2・川越・シンガポール マレーシア・タイ・中国</p>	<p>合資会社東亜鍍金工場</p> <p>代表社員 川上 洋一</p> <p>〒146-0093 東京都大田区矢口2丁目32番7号 TEL03(3759)3446(代)~8 FAX03(3759)3448</p>
<p>株式会社 入谷電鍍所</p> <p>代表取締役社長 間部健太郎</p> <p>〒110-0012 東京都台東区竜泉1丁目9番3号 TEL03(3875)6146(代) FAX03(3875)6149</p>	<p>八幡鍍金工業株式会社</p> <p>代表取締役 八幡 順一</p> <p>本社 東京都江戸川区平井5丁目20番9号 〒132-0035 TEL03(3617)7707 FAX03(3617)7709 篠崎工場 東京都江戸川区篠崎町3丁目33番11号 〒133-0061 TEL03(3670)2120 FAX03(3670)2062</p>
<p>有限会社大森広尾鍍金工場</p> <p>専務取締役 志田 和陽</p> <p>〒143-0014 東京都大田区大森中1丁目11番5号 TEL03(3761)4946 FAX03(3761)4991</p>	<p>有限会社 朝日鍍金工場</p> <p>代表取締役 遠藤 清 専務取締役 遠藤清孝</p> <p>〒132-0025 東京都江戸川区松江4-20-11 TEL03(3653)3431 FAX03(3652)2225</p>
<p>株式会社 旭電化研究所</p> <p>代表取締役 溝口 昌範</p> <p>和光工場 埼玉県和光市白子2-28-8 〒351-0101 TEL048(461)2130 FAX048(466)5200 立川工場 東京都立川市一番町4-22-5 〒190-0033 TEL042(520)1772 042(520)1712</p>	<p>株式会社 歓鍍金</p> <p>代表取締役 中澤 敏明</p> <p>〒150-0013 東京都渋谷区恵比寿1-34-2 TEL03(3441)4910 FAX03(3441)4640</p>



暑中お見舞い申し上げます



<p>木村鍍金工業株式会社</p> <p>代表取締役 木村 秀利</p> <p>〒153-0064 東京都目黒区下目黒2-12-3 TEL 03(3491)7653 FAX 03(3491)4074</p>	<p> 株式会社 トーテック</p> <p>代表取締役 小谷野 英勝</p> <p>本 社 東京都目黒区下目黒2丁目13番7号 〒153-0064 TEL03(3493)0231 FAX03(3779)5296 千葉事業所 千葉県香取郡東庄町宮野台1-50 東庄工業団地 〒289-0623 TEL0478(87)1120 FAX0478(87)1018</p>
<p>藤田鍍金工業株式会社</p> <p>代表取締役 藤田 直人</p> <p>〒140-0004 東京都品川区南品川4-17-16 TEL 03(3474)3563 FAX 03(3474)3548</p>	<p>有限会社 伊豆鍍金工業所</p> <p>取締役 原 清一</p> <p>〒141-0031 東京都品川区西五反田7-5-1 TEL 03(3493)0308(代) FAX 03(3491)8795</p>
<p>株式会社 大崎金属</p> <p>代表取締役 吉川 進</p> <p>〒144-0033 東京都大田区東糀谷6-3-1 TEL 03(3744)8200 FAX 03(3745)4841</p>	<p>東京都鍍金工業組合 大田支部</p> <p>支 部 長 佐藤 富幸 副支部長 葛西 康二 副支部長 金子 俊明 副支部長 池谷 純一 役員 一同</p> <p>〒142-0064 城南連合支部事務局 品川区小山4-2-4 TEL 03(3785)0078 FAX 03(3788)1678</p>
<p>新日東電化協業組合</p> <p>理事長 鈴木 徳一</p> <p>〒143-0003 東京都大田区京浜島2-2-1 TEL 03(3790)2321 FAX 03(3790)2327 URL:www.threeweb.ad.jp/~snd</p>	<p>株式会社 池田車框製作所</p> <p>代表取締役 池田 潤一</p> <p>〒143-0003 東京都大田区京浜島2-2-5 TEL 03(3790)2222 FAX 03(3799)3399</p>
<p>平和工業株式会社</p> <p>代表取締役 内藤 雅文</p> <p>本 社 東京都大田区京浜島2丁目2番4号 〒143-0003 TEL03(3790)1031(代) FAX03(3790)2828</p>	<p>大森クローム工業株式会社</p> <p>取締役社長 小口順一郎</p> <p>本社工場 東京都大田区大森西1-1-3 〒143-0015 TEL 03(3761)3101 FAX 03(3761)3040 URL: http://www.ohmori-cr.co.jp</p>



暑中お見舞い申し上げます



<p>株式会社 篠根鍍金</p> <p>代表取締役 篠根 健一</p> <p>本 社 東京都荒川区東尾久2丁目9番1号 〒116-0012 TEL&FAX03(3895)1759 工 場 埼玉県草加市稲荷2丁目12番6号 〒340-0003 TEL0489(31)7675 FAX0489(31)2407</p>	<p>東京都鍍金工業組合 城北支部</p> <p>支 部 長 今泉 好隆 副支部長 高松 俊和 副支部長 田村 卓也 副支部長 野上 敬 副支部長 上田 浩司 役員 一同</p> <p>〒116-0001 東京都荒川区町屋 4-13-5 TEL 03(3895)8681 FAX 03(3892)0725</p>
<p>有限会社 平野メッキ工場</p> <p>代表取締役 平野普三雄</p> <p>〒116-0012 東京都荒川区東尾久2-3-7 TEL03(3895)5902 FAX03(3809)1966 三郷工場 埼玉県三郷市彦江1-71-1 〒341-0058 TEL048(953)2301 FAX048(953)2302</p>	<p>野上化学工業株式会社</p> <p>野上 敬 野上 悟</p> <p>〒114-0035 東京都北区田端新町1-11-13 TEL03(3894)5195 FAX03(3800)5195 東京工場・名古屋工場・羽生工場</p>
<p>株式会社 木下鍍金工場</p> <p>代表取締役 木下 好雄</p> <p>〒111-0013 東京都台東区浅草橋2-28-8 TEL03(3851)4810 FAX03(3866)4001</p>	<p>有限会社 上原メッキ工業</p> <p>代表取締役 上原 裕司</p> <p>〒334-0063 埼玉県川口市東本郷764-8 TEL048-282-1590 FAX048-282-3567 E-mail:hirosiu@muh.biglobe.ne.jp</p>
<p>東京都鍍金工業組合 中央支部 役員一同</p> <p>〒111-0013 東京都台東区浅草橋2-28-8 TEL03(3851)4810(株木下鍍金工場) FAX03(3866)4001</p>	<p>株式会社 梅田鍍金工業所</p> <p>代表取締役 永田 一雄</p> <p>〒123-0851 東京都足立区梅田3-16-1 TEL03(3880)1271 FAX03(3889)8530 k-nagata@pl-umeda.co.jp</p>
<p>東京都鍍金工業組合 足立支部</p> <p>常任理事 小澤 栄男 支 部 長 永田 一雄 副支部長 細井 碧 副支部長 石川 和男 副支部長 橋本 英雄 副支部長 磯村 博明</p> <p>〒123-0851 東京都足立区梅田3-16-1(株梅田鍍金工業所内) TEL03(3880)1271 FAX03(3889)8530</p>	<p>株式会社八神化学工業所</p> <p>代表取締役社長 永田 吉輝</p> <p>〒123-0856 東京都足立区本木西町8-25 TEL03(3890)4236 FAX03(3890)4238</p>



暑中お見舞い申し上げます



<p>太田鍍金工業株式会社</p> <p>代表取締役 太田 寿一</p> <p>〒124-0014 東京都葛飾区東四つ木2-10-17 TEL 03(3692)4560 FAX 03(3693)0020</p>	<p>神谷電化工業株式会社</p> <p>代表取締役 神谷 博行</p> <p>〒124-0012 東京都葛飾区立石2-18-8 TEL 03(3695)1304 FAX 03(3695)1346</p>
<p>葛飾硬質クローム株式会社</p> <p>代表取締役 広根 淳一</p> <p>〒124-0003 東京都葛飾区お花茶屋3-24-14 TEL 03(3602)6561 FAX 03(3602)6563</p>	<p>有限会社 亜鉛鍍金工業西谷 回転アエンメッキ専門</p> <p>代表取締役 西谷 幸一</p> <p>〒124-0025 東京都葛飾区西新小岩5丁目26番6号 TEL 03(3697)1484 FAX 03(3697)3593</p>
<p>東京都鍍金工業組合 向島支部</p> <p>支部長 石田 昌久 副支部長 石崎 利一 副支部長 向坪 昭 副支部長 大場 章司 副支部長 深田 稔 役員 一同</p> <p>〒131-0043 東京都墨田区立花5-17-17 TEL03(3617)5779 FAX03(3614)5653</p>	<p>株式会社 進光舎鍍金</p> <p>代表取締役 池田 敏則</p> <p>〒131-0041 東京都墨田区八広4-42-7 TEL 03(3612)6975 FAX 03(3612)6945</p>
<p>新東 株式会社</p> <p>代表取締役 石田 昌久</p> <p>〒131-0043 東京都墨田区立花5-8-2 TEL 03(3611)8251 FAX 03(3617)7102 Eメール:Shinto@mekki.co.jp URL:http://www.mekki.co.jp</p>	<p>東京都鍍金工業組合 本所支部</p> <p>支部長 山田英佐夫 副支部長 岡本 博司 副支部長 酒巻 正明 副支部長 安西健一郎</p> <p>〒130-0001 東京都墨田区吾妻橋3-10-9(株東電工舎) TEL03(3622)8111 FAX03(3622)8107</p>
<p>ノダプレーティング</p> <p>野田 光昭</p> <p>〒130-0021 東京都墨田区緑 4-20-16 TEL 03(3634)6661 FAX 03(3634)6662</p>	<p>東京都鍍金工業組合 西部支部</p> <p>支部長 西原敬一 副支部長 柴 太 役員一同</p> <p>〒184-0004 東京都小金井市本町1-7-1 SSビル TEL 042(384)4718 FAX 042(382)8195</p>



暑中お見舞い申し上げます



<p>有限会社半田鍍金工業所</p> <p>代表取締役 半田 實</p> <p>〒189-0011 東京都東村山市恩多町5-43-14 TEL 042(393)0960 FAX 042(398)1977</p>	<p>ニシハラ理工株式会社 代表取締役 西原 敬一</p> <p>本社・武蔵村山工場 東京都武蔵村山市伊奈平 2-1-1 〒208-0023 TEL042(560)4011 FAX042(560)4044 狭山工場 埼玉県入間市狭山ヶ原 108 〒358-0032 TEL04(2934)6116 FAX04(2934)4640 佐賀工場 佐賀県三養基郡上峰町堤 2100-34 〒849-0124 TEL0952(53)1215 FAX0952(53)1210</p>
<p>高砂電鍍工業株式会社</p> <p>代表取締役 高村 昌利</p> <p>〒187-0032 東京都小平市小川町2-1972 TEL 042(341)3380 FAX 042(343)4582 URL:http://www.takasagodento.com</p>	<p> 株式会社 杉並化学</p> <p>代表取締役 角田 洋久</p> <p>〒196-0021 東京都昭島市武蔵野2-9-9 TEL 042(544)1578 FAX 042(544)3415</p>
<p>株式会社 吉崎メッキ化工所</p> <p>代表取締役 吉崎 一紘</p> <p>〒190-0033 東京都立川市一番町4-73-3 TEL 042(531)1242 FAX 042(531)6734 http://www.yoshizaki-mekki.co.jp info@yoshizaki-mekki.co.jp</p>	<p>東京都鍍金工業組合 亜鉛めっき部会</p> <p>会長 菊池 忠男 副会長 遠藤 清 副会長 半田 實 副会長 中村 昭人 副会長 内山 昇 役員 一同</p> <p>〒113-0034 東京都文京区湯島1-11-10 TEL03(3814)5621 FAX03(3816)6166</p>

多目的コホート研究（4） 厚生労働省研究班による多目的コホート研究は、1990年に始まり2005年現在も追跡調査が続いている。「多目的」という意味は、さまざまな病気の原因究明と、それぞれに対する有効な予防法の開発を目的とするということ。国立がんセンターの予防研究班に事務局を置き、他施設と共同で、がん、脳卒中、糖尿病などの研究を実施している。（厚生労働省研究班による多目的コホート研究の成果 2005年1月）

野菜・果物と胃がん

多目的コホートでは、野菜と果物の摂取によって、胃がんリスクを低く抑えられました。野菜の種類別にみると、週に1-2日以上食べるグループのリスクは、ほとんど食べないグループに比べ20-50%低く、果物も同様に30%低く抑えられました。ただし、週に1-2日より多いグループでさらにリスクが低くなる傾向はみられませんでした。

野菜・果物と肺がん

これまで多くの研究から、野菜・果物を多くとると肺がんリスクが下がると報告されていますが、多目的コホートでは、野菜や果物を最も多くとるグループでも、肺がんリスクを抑えることができませんでした。

食塩・塩蔵食品と胃がん

食塩、塩蔵食品をとりすぎるのは、胃がんの原因であり、日本に胃がんが多いことの一因と考えられます。多目的コホートの男性では、食塩の摂取量が最も多いグループの胃がんリスクは、最も少ないグループの2.2倍でした。女性では食塩摂取量によるリスクの差がみられませんでした。

塩分の多い食品を取り上げて胃がんと関連をみると、塩分濃度の高い塩蔵魚卵(たらこ、いくらなど)をほとんど毎日食べるグループのリスクは、ほとんど食べないグループに比べ男性で2.4倍、女性で3.5倍でした。塩辛・練りうにでも、ほぼ同様の結果でした。

■亜鉛部会

総会開催

東京都鍍金工業組合亜鉛めっき部会(菊池忠男会長)は6月20日(火)午後6時30分から上野の伊豆栄本店で定時総会を開催した。

半田實副会長の司会により、菊池会長は「ご多忙のなかを多数のご出席を頂き感謝申し上げます。亜鉛部会でいま一番問題になっているのは単価ではないかと思う。今日もお客さんから、6価から3価クロメートへ切り替えたいという話があった。6価クロメートは皮膜が強く、例えば5 μ と図面に謳っていて実際に5 μ ついていなくともOKになることがあるが、3価は皮膜が弱いことをお客さんも知っており、5 μ なら5 μ しっかりついていないとロックアウトになる。単価も3価はいままで6価の1コンマ数倍では到底できないので、これから単価の要求をしていかないといけないと思う。役員会で検討しているが、部会員を集めて、パネルディスカッション形式で3価クロメートの単価についてみなさんと話し

合おうと考えている。会員数は少なくなってきたが、緊密な情報交換ができる亜鉛部会は素晴らしい会だと思う」と開会の挨拶をした。

議長に葛西康二元会長を選出し、議長は会員46名中、出席24名、委任状20名をもって総会が成立することを報告した。平成17年度事業報告を内山昇副会長、会計報告を海野吉正会計、監査報告を西谷幸一監査が行い、承認された。続いて平成18年度事業計画案及び収支予算案が原案通り承認可決された。議長は退席に当たり「次期繰越金が以前と比べて多くなっているが、必要な行事には大いに使ってこれだけ繰越せたのは会長、会計の大変な努力のお陰であり、感謝したい」と述べて退席。最後に遠藤清副会長が閉会の挨拶を行い、総会を終了した。

引続き二部懇親会は中村昭人副会長の司会により、来賓として大村功作理事長が挨拶し、新たな亜鉛規制や土壌汚染問題に対する組合活動について説明した。記念写真撮影後、太田多一元会長の乾杯音頭で懇親会に入った。なごやかな歓談が続き、最近の景況や技術動向などについて活発な意見交換を行った。





Japanese炭火焼Bar “雅”

溝口昌範(城西支部)

今回御紹介するのは、城西支部の私の家のそばにある“雅”というお店です。場所は板橋区の成増駅より徒歩3分くらい、繁華街ではなく、住宅街の中にあるマンションの地下1階にあるお店です。

成増駅もここ数年お店がたくさんできて、居酒屋のチェーン店も数多くできました。当初、我々の会社の社員も飲み会という、居酒屋チェーン店を使っていたのですが、5～6年前にこの“雅”がオープンして以来、その味の良さと雰囲気ですっかり魅了されています。お店はカウンターが10席、テーブル3つ、座敷のテーブルが4つとさほど大きくはありませんが、毎日、若い女性やカップルで賑わっています。

特徴はとにかく、料理が丁寧でメニュー

も豊富なところです。焼き魚、さしみ、串焼き、食事物ではメキシカンタコスライスやスパゲティー、ドリアなど、デザートではミルフィーユやクレープなどなど、どの一品もその専門店かと思うほどの味です。お酒も、洋酒から焼酎、地酒まで全て揃っており、お値段もリーズナブルです。

店内の雰囲気も粋なバーの様で、片田舎の成増という場所には似合わないお洒落なお店です。これが六本木あたりにあったら、もっと有名になるんじゃないかと思ったりします。

とにかく、皆さん、東武東上線か地下鉄有楽町線の成増駅に降り立つ機会がありましたら、是非一度立ち寄ってみてください。

住所と連絡先は下記の通り。

Japanese炭火焼Bar “雅”
板橋区成増1-25-21
TEL03-3930-1230



足立支部の巻 白旗塚古墳

皆さんは東京にも古墳が残っていることをご存じでしょうか？実は東京にもいくつかの古墳があるのですが、今回は足立区内にある古墳を訪ねてみました。

白旗塚古墳は、東武伊勢崎線竹ノ塚駅より線路沿いを北に向かって約 10 分ほど歩いたところにある小さな古墳です。私がこの古墳を知ったきっかけは、中学生か高校生の頃、草加市に住む友人の家に行く時に竹ノ塚駅を下車してまもなく車窓から見えた、周囲を水に囲まれて(おそらく田んぼだと思われる)、その中にこんもりと盛り土のようになっていて木が数本植わっている光景に惹かれたことからでした。当時はなんだか古墳みたいだなと単純に思っただけでした。その後、私の記憶から消えかかっていたこの場所を数年前に突然思い出し、あれは何だったのだろうと調べてみたらまさしく古墳だったのです。

その時の興奮は皆さんもわかっていただけのことと思います。

さて、この白旗塚古墳ですが、所在地である伊興町一帯は伊興遺跡(平成 12 年 3 月支部シリーズ掲載)としてかつては多くの古墳が存在していたのですが、現存するものはここだけになってしまいました。名前の由来としては 1062 年、源頼義・義家父子が、奥州反乱を鎮圧する途上の戦いで、苦戦の末に勝利をおさめた時、この地に白旗を立てたので白旗塚と呼ぶようになったといわれています。現在は白旗塚史跡公園として昭和 62 年 4 月に区の史跡公園として整備され、数



(公園入口)



(古墳入口)



(古墳頂上)



少ない古墳として東京都の文化財に指定されています。一見何の変哲もない小さな公園ですが、墳丘の周りには堀があり、



公園内には埴輪があったり、古墳として見れば納得できるでしょう。(小島一浩)

企業の魅力づくり、仕事への意欲づくりに中退共制度に加入しませんか?

中退共制度(中小企業退職金共済制度)は、昭和 34 年に国の中小企業対策の一環として制定された「中小企業退職金共済法」に基づき設けられた制度です。

<制度の特色>

- ☆適格年金制度からの移行先です。
- ☆掛金の一部を国が助成します。
- ☆短時間労働者(パートタイマー等)の方も加入できます。
- ☆掛金は全額非課税になります。
- ☆加入前の勤務期間(過去勤務期間)通算制度と転職した場合の通算制度があります。
- ☆掛金は預金口座から振り替えます。退職金は直接退職者に支払いますので、管理が簡単です。

<掛金の種類>

- ☆月額 5,000 円から 30,000 円までの 16 種類です。
- ☆短時間労働者(1 週間の所定労働時間が通常の従業員より短く、かつ 30 時間未満の従業員)は 2,000 円・3,000 円・4,000 円の特例掛金でも加入できます。

<加入の手続き>

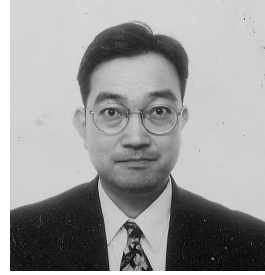
- ☆所定の申込書に記入・押印のうえ、お近くの金融機関または委託事業主団体に提出してください。

<お問い合わせ先>

独立行政法人勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部(中退共)
 〒105-8077 東京都港区芝公園 1-7-6 TEL03-3436-0151(代) FAX03-3436-0400
<http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp>

つ
ま
恋
坂

「斬ってはみたが」



石川 貞行 (大田支部)

右手薬指の第二間接に傷を負っている。先日、送られてきた毛ガニをさばいているときに包丁でつけたものらしい。続いてさくら肉を切っていたら血がにじんできた。あわててティッシュで拭いてみたが血が止まらない。まあさほどの傷ではないので絆創膏を貼り、数日が過ぎた。

日常生活に支障はないのだが、少々の痛みはある。治りが遅くなるので絆創膏をつけないでいると多少なりとも気になってくる。風呂上りにしげしげと右手の薬指を眺めてみた。

(毛ガニの脚を切り落とすときに切ったのだろう)

手に包丁を持ったと想定して、真似てみる。すると、

「切れない!？」

右手で包丁を扱ったのでは右手の薬指は切れないし、包丁を左手に持ち替えても切れる角度がまるっきり違う。

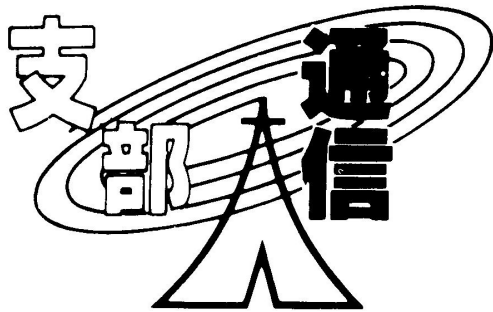
ふと、司馬遼太郎の短編小説「斬ってはみたが」を思い出した。

主人公の上田馬之介、剣の腕は達ち、稽古では滅法強いのだが、いざ試合となるとどうもその実力を発揮できない。ある日の昼時に町中の店の二階で食事中、言いがかりから人傷沙汰に及ぶ。二階から駆け下りざま相手を斬りつけ、一刀のもとに絶命させる。しかし、その刹那の刀の抜き方が再現できない。どうやって抜いたのか？それがわかれば自分に足りない「何か」を探し出せる気がするのだが。結局、一瞬体得したと思われた境地を何処へ忘れてきたのやら、というストーリーだった。なにやら歴史小説の主人公になったつもりで悦に入っていたのだが、このことを女房に話すと。

「何？お父さん今頃になって！私は怪我した時から何で右手なのか不思議に思っていたわよ」

「それにしても、よくもそんな小説の中身まで覚えているわよねえ」

皆さんも人生で忘れ去っていった「何か」をお持ちではないでしょうか？



■品川支部

総会開催

品川支部(藤田直人支部長)は5月20日(土)午後5時から箱根湯本「南風荘」で第33回総会を開催した。

開会に当り藤田支部長は「昨日城南支部の総会に会計の菅野勝靖氏と共にかがいが城南支部でも両支部統合の合意をいただいたので、今年で品川支部としては最後となると思うので支部員の方々のご協力をお願いしたい。城南支部の総会でも述べたことだが役員の方たちは統合により自分が辞められるとは思わないでいただきたい。もともと役員候補がいなくなってきたので役員を確保するためという色合いの強い統合であるが、統合しですぐに減らせるものではなく、一部の本部委員ぐらいなので現在委員、役員の方は続けるつもりでいてほしい。また、品川支部の名前は無くなり、おそらくは城南支部の名前が残



と思う。元々城南3支部はひとつであった支部を分割したのであり、いずれは元のひとつの支部に戻る途中の過程とっている。これから役員その他細々したことは執行部の間で決めていくことになると思うがご協力をお願い申し上げます」と挨拶した。

総会では平成17年度事業報告及び決算報告、平成18年度事業計画及び予算案、支部統合についてそれぞれ原案通り承認可決した。



城西支部創立40周年記念祝典開催

城西支部(小橋秀一支部長)は現在の工業組合が設立された昭和41年に山手支部と合併し新生城西支部としてスタートしてから今年40周年を迎えたことを記念し、6月2日(金)午後6時30分から東池袋のサンシャイン60の59階桜の間で「城西支部創立40周年記念祝典」を盛大に開催した。

式典では、これまでの支部功績者を表彰するとともに、支部だより創刊30周年記念誌を発行して、それぞれの節目を盛大に祝った。

祝典は40周年記念祝典実行委員会の内田悦美実行委員の司会により、元井民夫実行委員長の開会の辞、業界関係物故者への黙祷の後、柏村一志実行委員長は「昨年より原油価格が高騰し、諸資材、金属なども値上がりして、我々の経営環境は危機的な状況が続いている。そうい

う中で本来なら祝賀会をもっと盛大に開催したかったが、総会の懇親会を兼ねてみなさんに披露する形となった。また城西支部は支部だよりを毎月発行して丁度創刊から30周年を迎えたことを記念して30周年記念誌を発行した。編集委員は連日夜遅くままでかかって編集作業を行い、本日みなさんに披露することができた」と挨拶した。

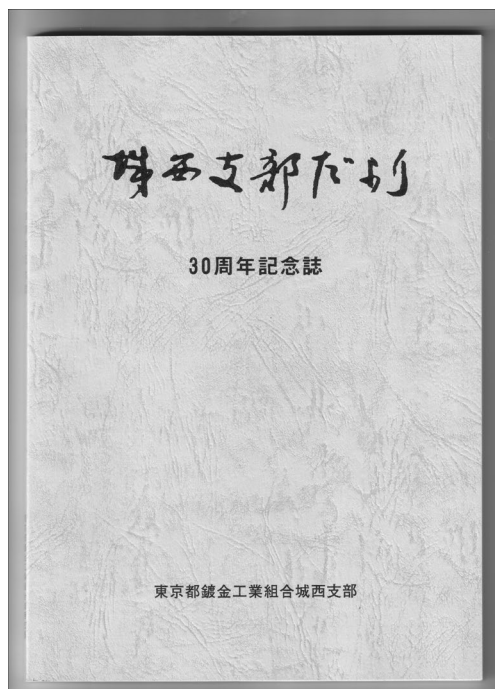
溝口昌範実行委員が城西支部40年の沿革について「昭和14年、東部鍍金工業組合の1つの支部として支部員75社で設立された。初代支部長に清水鉄太郎氏が就任、22年まで務めた。昭和19年には東京鍍金工業統制組合と改称、戦後の22年、東京鍍金工業協同組合城西支部と改められ、加藤三郎氏が2代支部長に就任、戦後の復興に向けて再出発した。昭和41年10月、都内めっき4団体が大同団結し現在の工業組合が設立されたが、



このとき城西支部も近隣の山手支部と合流して新しい城西支部が誕生した。第9代支部長として宮武進氏が就任、現在の城西支部の基礎が固められた。現在 24代小橋秀一支部長まで城西支部は支部創立の精神を受け継ぎ強固な結束のもと社会経済情勢の変化に伴う幾多の困難を乗り越えて成長、発展、様々な事業活動を展開してきた。昭和 14 年の支部創立から 68 年、現在の城西支部の基礎となる新生城西支部の誕生から 40 年を経て、支部は今日の発展を見るに至り、本日の記念式典の運びとなった」と披露した。

小橋秀一支部長は「ご多忙のなかを多数のご出席を頂き感謝申し上げます。沿革の披露にもあったように、昭和 41 年に山手支部との合併から 40 周年を迎えることができた。昨今、めっき業界は環境問題がとりざたされ、なかでも土壌汚染やほう素、ふっ素、亜鉛規制など数多くの問題を抱えている。ご来賓の大村功作理事長を始め本部役員の方皆さん、議員先生方により問題解決にご尽力頂いていることを支部を代表してお礼申し上げたい。また城西支部は昭和 53 年に 126 社の事業所があったが、前回の平成 8 年の 30 周年のときに事業所数 79 社、そして現在 49 社とこの 10 年間で 30 社が減少した。減少の原因はわからないが、ともかく現有の数をたもって今後の 50 周年、60 周年にも立派な周年行事ができるよう役員一同頑張っていきたい。今後ともご支援とご協力をお願い申し上げます」と挨拶をした。

新井浩二編集委員長より「城西支部だより」の 30 周年記念誌の発行について「支部だよりは 8 頁程度の小冊子で、広報委員会が毎月発行している。昭和 50 年 9 月に創刊されたが、現小橋支部長の



父上で第 12 代支部長の小橋秀壽氏が発案され、創刊されたと伺っている。支部の情報を伝えることと、支部員の意見を汲み上げる目的をもって企画されたと聞いている。以来、30 年間途切れることなく継続発行されてきたのは、支部員の支援、スポンサーの支援の御蔭であると感謝申し上げます。今回 30 周年記念誌発行に際しては大村理事長はじめ多数のご寄稿を頂いた。10 月から毎月 2 回集まり編集を進めてきたが、みなさんのご協力のお陰で完成できたことを感謝している」と披露した。記念誌は B 5 判本文 122 頁。

次に 30 周年記念式典以降の支部功績者として由田猛 21 代支部長、柏村一志 22 代支部長、元井民夫 23 代支部長、飯島昭相談役、支部だより創刊 30 周年記念誌・新井編集委員長、支部だより歴代広報委員長として柏村一志、小橋秀一、高橋達也、内田悦美、板橋典央の 10 氏に対し小橋支部長から感謝状を贈呈、受

賞者を代表して由田猛元支部長と新井編集委員長がお礼の謝辞が述べた。

来賓として、小池百合子環境大臣は、「創立 40 周年記念おめでとう。いまお話を伺うと原油の高騰により材料が値上がりし、みなさんの台所事業が厳しいことを感じた。これから複雑になる国際経済の中で日本がどうやって生き残ってい

くか、もの作りを支えるみなさんが地場産業として元気に活躍して頂けるような環境を整えていきたい」と挨拶。続いて、組合本部の大村功作理事長(全鍍連会長)、太田昭宏衆院議員から城西支部の発展を祝う挨拶があり、板橋利次顧問の音頭で万歳を三唱、石田義勝副支部長の閉会の辞をもって祝典を終了した。

引続き祝賀懇親会に移り、溝口実行委員の司会進行により、小橋支部長の挨拶の後、来賓の姫野正弘副理事長、高野之夫豊島区長、矢島千秋都議会議員の挨拶、由田猛副理事長の乾杯音頭で祝宴に入った。引続き都議会の長橋桂一議員、坂本たけし議員、大松あきら議員、豊島区議会の戸塚由雄議員の祝辞があり、福引抽選会などを交えて楽しい一時を過ごし、飯島昭相談役の中締め、苅宿充久副支部長の閉会の辞で祝宴を終了した

第 40 回定期総会

城西支部(小橋秀一支部長)は、支部創



(支部功績者に感謝状贈呈)

立 40 周年記念祝賀会に先立つ午後 5 時半から別室で平成 18 年度第 40 回定期総会を開催した。

高橋達也広報委員長の司会により、石田義勝副支部長の開会の辞で始まり、小橋支部長は「支部長に就いて 2 年、勉強会を中心とする例会では先生方をお呼びして勉強してきた。環境問題が業界最大の課題だが、今後は特に土壌汚染が問題になると思われる。環境対策のための組合の各種調査にご協力をお願いしたい」と挨拶した。

小橋支部長を議長に選出して議事に入り、平成 17 年度事業報告を苅宿充久副支部長、同会計報告を武苅清一会計、同監査報告を久保和克監査が行い、承認された。次いで平成 18 年度事業計画を苅宿副支部長、同収支予算案を武苅会計が説明し原案通り承認された。総会議事を終了後、佐藤雄二顧問の祝辞、石田副支部長の閉会の辞をもって総会を終了した。

■中央支部

6 月例会

中央支部(木下好雄支部長)は6月28日(水)午後6時30分から寿区民館で例会を開き、講師にイズミ環境サービス(株)社長の平山昭夫氏を招いて「土壌調査と浄化」についての講演を、支部員25名が熱心に聴講した。

新井富保副支部長の司会により、木下支部長は「平成18年度第2回の例会に多数のご出席を頂き感謝申し上げます。イズミ環境サービスさんは実際にめっき工場の浄化を数多く手掛けられ、現在も行っている。法律の説明よりも実際に浄化した事例についてお話いただくと参考となりありがたい。今後事業が継続出来なくなった時どう対応していけばよいかよくお話を伺いたい」と開会の挨拶とともに、平成18年度新規役員として間部、鈴木、岩本の3氏を紹介した。

講師の平山社長は「平成15年施行の土壌汚染対策法と平成13年施行の東京都環境確保条例の2つがあり、共に特定有害物質を使用している事業所の事業廃止に伴い適用される。また身近な問題として、工場の建替えや移動等について、法律では対象とならないが、

都条例の環境確保条例が土地改修に伴い調査が必要になる。履歴の長い工場では汚染されているケースが多い」と説明を始め、資料に基づいて、廃業時の調査から、調査命令、指定区域と指定区域台帳、措置命令など対策法の概要、さらに「東京都環境確保条例の内容は法律とほとんど同じであるが、調査方法が若干変わる。法律は表土50cmが汚染されていなければ深度に浸透していないと考え、表土が汚染されていると、指定区域台帳に載って公示される。都条例は表土調査と深度方向の調査も行う」として、その事例を示して、法律対象と条例対象に分かれた汚染土壌の処理方法などに説明した。その他、

- ①300㎡以下の土地で、周辺に井戸がない場合、含有量調査だけでよい。
- ②事前に浄化することは法的にだめということはない。
- ③市民の売買の場合、敷地全体が問題になる。
- ④最近ではクリーニング業の引合いが多い。

などいろいろな事例を交えて説明を頂いた。

講演後、調査費用はどのくらい掛かるのか、隣接地でビルを建設しようとしているが、汚染が出てきた場合どうなるかなど色々な質問が出され、それぞれ詳細な説明を頂いて、例会を終了した。



東京都中小企業の景況(6月調査) 東京都産業労働局商工部

◎都内中小企業の業況 DI は▲31 と前月よりも 4 ポイント減少した。原材料価格の上昇、天候不順等の影響で、2 ヶ月連続の悪化となった。業種別では卸売業、小売業が悪化した。前年同月比売上高 DI も 2 ヶ月連続で悪化した。仕入価格 DI は製造業、卸売業で上昇した。今後 3 ヶ月の見通し DI は 2 ポイント減少し、先行きの見方はわずかに厳しさを増している。

○5 月の都内中小企業の業況 DI は▲31(前月▲27)と 4 ポイント減少した。原材料価格の上昇、天候不順等の影響で、2 ヶ月連続の悪化となった。業種別では製造業、サービス業はほぼ横ばいであったが、卸売業は 7 ポイント減、小売業は 10 ポイント減の悪化となった。

○前年同月比の売上高 DI は▲30(前月▲24)と 6 ポイント減少し、2 ヶ月連続で悪化した。業種別では、サービス業を除く 3 業種で前月比 8~9 ポイント減少し、いずれも悪化した。サービス業はわずかな悪化にとどまった。業種区分別でみると、製造業は「一般・精密機械等」が大幅に悪化した。小売業は「耐久消費財」を中心に、すべての業種区分で悪化となった。サービス業は「個人関連サービス」の大幅悪化が目立った。

○仕入価格 DI は 21(前月 15)と 6 ポイント上昇した。業種別にみると製造業は 7 ポイント、卸売業も 9 ポイント上昇した。特に、製造業の「電気機器」は 52 と前月比 19 ポイント増と大幅な上昇となった。

○当月と比べた今後 3 ヶ月(6~8 月)の業況見通し DI は▲15(前月▲13)と 2 ポイント減少し、先行きの見方はわずかに厳しさを増している。業種別では、小売業は 8 ポイント、サービス業も 5 ポイント減少しており、より慎重な見方となった。製造業、卸売業はわずかに明るさを増した。

編集後記

6 月から駐車違反の取締りが強化された。資格を持った民間駐車監視員が全国の繁華街や幹線道路で重点取締りを行っている。これまで渋滞による損失は年 12 兆円といわれ、取締り強化により交通渋滞が減り、バスやタクシーは動きやすくなり、排ガスも少なくなったとその効果を歓迎する人が多い。一方、取締り強化により、困っている人もいる。その代表格が運送会社である。従来は店先にとめていたのが、離れた駐車場にとめたり、これまで 1 人の仕事を車を離れている間もう 1 人を待たせるなど大幅な経費増を余儀なくされている。その他にも介護関係なども困っているが、最も大きな打撃を受けたのは駐車場を持たない街中の食堂ではないか。新聞の投書欄に、丸 9 年営業してきた食堂で 1 日の法施行からわずか 2 週間で売上激減のため閉店に追い込まれたという投書があった。法律が厳しく

なったことを歓迎する人がいて、反対に仕事がしづらくなったり、廃業に追い込まれるなどの影響を受ける人がいる。こうした事態は予測出来たものと思うがもう少し法律の弾力的な運用が出来ないものかと思う。

広報 7 月号

印刷 平成 18 年 7 月 15 日
発行 平成 18 年 7 月 15 日
(毎月 1 回 20 日発行 第 39 巻第 5 号)
発行所 東京都鍍金工業組合
〒113- 東京鍍金公害防止協同組合
0034 東京都文京区湯島 1-11-10
Tel 03(3814)5621 FAX03(3816)6166
発行責任者 大村 功作
編集責任者 神谷 博行
印刷 スザキ企画 Tel 047(338)1222
〒272-0802 市川市柏井町 2-1419-4
定 価 500 円